

# 河合町議会会議録

令和3年 12月7日 開会

河合町議会

## 令和3年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

### 第 2 号 （12月7日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
常 盤 繁 範	3
佐 藤 利 治	20
中 山 義 英	34
大 西 孝 幸	60
馬 場 千 恵 子	64
谷 本 昌 弘	80
○散会の宣告	91
○署名議員	93

令和3年12月7日（火曜日）

（第2号）

令和3年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和3年12月7日（火）午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（13名）

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村 潔
13番	谷本昌弘		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	清原正泰	参事	横山泰典
企画部長	森嶋雅也	総務部長	上村卓也
福祉部長	浮島龍幸	環境部長	石田英毅
まちづくり 推進部長	福辻照弘	教育委員会 参事	山本 剛
企画部次長	佐藤桂三	総務部次長	小野雄一郎
福祉部次長	小山寿子	まちづくり 推進部次長	中島照仁
広報広聴課長	桐原麻以子	安心安全 推進課長	川村大輔

財 政 課 長	新 井 俊 洋	税 務 課 長	松 本 武 彦
管 財 課 長	内 野 悦 規	住 民 福 祉 課 長	古 谷 真 孝
環 境 整 備 課 長	松 村 豊 範	ま ち づ く り 推 進 課 長	杵 本 幸 史
地 域 活 性 課 長	吉 川 浩 行	教 育 総 務 課 長	中 尾 勝 人

---

#### 会議に従事した事務局職員

局 長 心 得	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
---------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（梅野美智代） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和3年第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（梅野美智代） 本日の日程は一般質問です。

今定例会より各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきます。その後、30分を過ぎて発言を続けた場合は、マイクのスイッチを切らせてもらう場合があります。ご了承願います。

また、飛沫感染防止のため、理事者の答弁及び議会議員の再質問以降は着席のまま対応願います。

本日は、受付番号1番から6番までの質問です。

それでは、受付順に質問を許します。

---

◇ 常 盤 繁 範

○議長（梅野美智代） 1番目に、常盤繁範議員、登壇の上、質問願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

（2番 常盤繁範 登壇）

○2番（常盤繁範） 皆さん、おはようございます。

議席番号2番、常盤繁範。一般質問通告書に基づきまして質疑を行います。よろしくお願

いたします。

まず、冒頭になりますが、冒頭で簡単ではございますが、本年の3月定例議会の前の議会運営委員会において、議会総意としてご提案させていただいた一般質問の質疑時間、持ち時間ですね、各議員の持ち時間20分のところを30分という形で、以前より要望させていただいておりました。今議会において、この件についてお答えいただきましたこと、非常に感謝申し上げます。ありがとうございました。今後ともこの持ち時間をもって、町民のために議員活動邁進してまいりますので、よろしく願いいたします。理事者の方々、ありがとうございました。

では、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

質問の内容としましては、3点ほど用意させていただいております。

まず、1点目としましては、公務員の「心の健康調査」についてでございます。2番目につきましては、Jアラートについて、3番目は、サブスクリプションサービスについてでございます。

では、通告書の内容をこれより読み上げていきたいと思っております。

まず1番目、公務員「心の健康調査」について。

2021年7月18日、読売新聞朝刊第1面に、公務員「心の健康調査」総務省の記事が掲載されました。

概要として、総務省は、47都道府県と1,741市町村の全ての地方自治体を対象として、メンタルヘルス（心の健康）の不調に伴う休職職員数や予防策を尋ねる初めての大規模調査に乗り出した。地方自治体では、心の健康を崩して休職する職員が増えており、総務省は調査結果を分析した上で、今年度中に効果的な対策を取りまとめたい考えだとあります。

記事掲載にある実施調査の主な項目である以下の内容の河合町としての回答をお答えください。

設問A、休職者と属性。2020年度、1週間以上メンタル不調で休んだ職員数。①性別、②年代、③所属部署・役職、④事前相談の有無、⑤再度の休職の有無。

B、取組、①メンタルヘルス部署の有無、②若手職員への対策、③管理職への研修実施状況、④産業医との連携、⑤休職者との面談、⑥職場復帰後の再発防止策。

以上の点、お答えいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、2つ目の設問、Jアラートについて。

Jアラート（全国瞬時警報システム）は、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、

津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステムであります。

河合町役場に設置のJアラート受信機へ受信、自動起動装置を介して、防災行政無線（屋外スピーカー）、登録制メールアドレスへ伝達されているとのこと。

整備状況の確認のため、以下の内容を質問いたします。

A、河合町役場設置のJアラート受信機により自動起動され、伝達される区分は何区分になりますか。

B、全国瞬時警報システムの新型受信機導入の推進について、平成29年7月28日通知の要請に対しては、対応済みでしょうか。

C、区分によって警告音が違うはずですが、町民への周知はされているのでしょうか。

D、公共施設（庁舎、出張所、公民館、体育館、小学校、中学校）での伝達は、屋外スピーカーでの伝達でしょうか。

また、町内にあります私立中学・高校へはどのような伝達サポートをしておりますでしょうか。

E、本年度も計3回全国一斉情報伝達試験が実施されていますが、機器の機能確認のために、どのように確認していますでしょうか。

最後の設問になります。3番目、サブスクリプションサービスについて。

サブスクリプション（会員制定額サービス）方式のおむつ事業者があります。

事業内容としては、個人用（自宅に届くおむつ）、法人用（保育園に届くおむつ）に分かれ、法人用はネピア製、ユニ・チャーム製を定期配送するサービスがあり、保育施設等への登園時の保護者の持込みの手間、保育者のおむつ管理の手間を軽減するメリットがあります。

奈良県内公立保育施設でも導入が進んでおり、使用済みおむつを施設で回収した場合、保護者の登園・降園時の手間を軽減することも見込めます。

状況確認のため、以下の質問を行います。

A、サブスクリプション方式のおむつ事業者を活用している保護者様はいらっしゃいますでしょうか。

B、保護者様から問合せはありますか。

C、保護者様への紹介として、働きかけを行ったことはありますか。

D、事業者によっては、試用によるモニタリングを経てから契約とするプランもあるよう

ですが、保護者様へ紹介を行い、保育者へのモニタリングを含めて試用を検討することはできませんでしょうか。

以上の内容が通告書に基づいた質問の内容でございます。ご答弁いただきますようお願い申し上げます。

なお、再質問については自席にて行います。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） それでは、私からは、1つ目にご質問いただきました公務員「心の健康調査」に関する内容についてお答えいたします。

当該調査は、総務省から奈良県を通じてメンタルヘルス対策に係るアンケート調査として依頼があったもので、既に回答を終えております。

その回答内容を基に議員のご質問にお答えいたしますが、当該調査における対象職員は、町長部局の職員とされておりまして、総務省に報告した数字では、本町職員全体のものとはなっておりません。しかし、議員ご質問の趣旨等から判断いたしまして、この場では本町職員全体での数字というお答えにさせていただきます。

令和2年度中にメンタルの不調により、1週間以上病欠休暇を取得または休職した者の数についてですが、まず、性別ごとには、男性が4人、女性が3人、合計7人の職員がおりました。

年代別には、20代で2人、30代で1人、40代で2人、50代で2人となっております。

役職の別では、係長級が2名おりまして、その下の主事、主査級で5人となっております。

事前相談といいますのは、今回の総務省の調査項目にはなかったと思うのですが、一般的に病休などに入る前に人事担当に相談というのは、ないという状況となっております。

そして、再度の休職に入った職員の有無に関しましては、なしとなっております。

次に、取組に関する内容でございますが、メンタルヘルス部署の有無につきましては、今回の調査では、人事担当以外での部署の有無を問われておりまして、調査に対する回答は、なしとなります。本町の場合は、人事担当である総務課が担当させていただいております。

若手職員への対策は、なし。

そして、管理職員への研修の実施状況に関しましては、令和2年度中に1回実施ということとなっております。

次の産業医との連携、そして休職者との面談、そして職場復帰後の再発防止策等につつま

しては、なしということで、回答をさせていただいております。

以上がメンタルヘルス対策に係るアンケート調査に対する本町の回答内容となっております。

なお、近年の病気休暇や休職の取得者数の推移につきましては、令和元年度が10名であったものが、令和2年度で7名、そして本年度で5名と、減少傾向となっております。

以上となります。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 川村安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 私のほうからは、Jアラートについてお答えします。

Jアラート受信機より自動起動され、伝達される区分は何区分になるかについてお答えします。

当町の設定区分につきましては、国民保護情報、緊急地震速報、震度速報、気象情報の大きく分けて4区分に分かれています。

全国瞬時警報システムの新型受信機導入について対応済みかについてお答えします。

大規模な自然災害が頻発していることや北朝鮮によるミサイル発射など、取り巻く環境が非常に厳しい状況等から、情報伝達に要する処理時間の大幅な短縮や特別警報等の充実が可能となる新型受信機を平成30年度に更新しております。

区分によって警告音が違うはずですが、町民への周知はしているかについてお答えします。

Jアラートの訓練、仕組みについては、広報で周知はしておりますが、災害の状況に応じた警告音の周知はしておりませんので、今後、周知徹底していきたいと考えております。

公共施設での伝達は、屋外スピーカーでの伝達か、また、私立中学・高校へはどのような伝達サポートをしているかについてお答えします。

各施設との伝達については、指定避難所に指定しております公民館、体育館、小中学校、私立中学・高校については、屋外スピーカーの伝達のほか、戸別受信機、登録メール、登録電話、FAX、ホームページ、フェイスブック、LINE、緊急時には緊急速報メールなど、伝達手段を取っており、調査についても同様の伝達手段となっております。出張所については、戸別受信機は設置しておりませんが、その他の伝達手段は一緒です。

本年度も計3回全国一斉情報伝達試験が実施されていますが、機器の機能確認のため、どのように確認しているかについてお答えさせていただきます。

音達の確認については、音達試験を実施しており、現況の整備された範囲での調査等は行

っていますので、一定の音達効果はあると認識しております。住民等から聞き取りにくいという連絡があれば、当該箇所の音を確認し、可能な限りではございますが、音量調節等対応しております。

以上です。

○福祉部次長（小山寿子） はい。

○議長（梅野美智代） 小山福祉部次長。

○福祉部次長（小山寿子） 私のほうからは、3つ目のサブスクリプションサービスについてお答えさせていただきます。

サブスクリプション方式のおむつ事業者を活用している保護者様はいますかという問いですが、こども園の利用者の中には、こども園でのサブスクリプション方式月額料金を支払って、おむつを利用するサービスの利用者はおりません。

保護者からの問合せはありますかという問いですが、問合せはございません。業者のほうにも確認いたしました。保護者からの問合せはないようです。

保護者への紹介として働きかけを行ったことはありますかという問いですが、働きかけを行ったことはございません。

事業者によっては、使用によるモニタリングを経てから契約とするプランもあるようですが、保護者へ紹介を行い、保護者へのモニタリングを含めて使用を検討しませんかという問いですが、園の職員とサブスクリプション方式利用についての相談をいたしました。月額おむつサービスについては、保護者への紹介やモニタリングも必要だと思います。園の職員のヒアリングや保護者の聞き取りなどを実施して、使用によるモニタリングの是非について検討していきたいと思っております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 各担当の職員様、回答いただきましてありがとうございました。

では、追加の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、設問の1つ目なんですけれども、Aの設問の④番、事前相談の有無についてなんです。人事担当にはないという形なんですけれども、では、具体的にいうとどういった形で休職されていくかというケースを、個人名とかそういうものは結構ですので、あくまでケースという形でご回答いただけますでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 一般的にメンタル不調で病気休暇に入るときの流れといたしますか、そういったケースなんですけれども、まず、有給休暇などを利用して休暇の頻度というのが段々上がっていくように感じております。その上で、ある日通院などした上で、診断書の提出などがございまして、病気休暇の取得の方法であるとか、そういったことの間合せがあり、そのまま病気休暇、長期化すれば分限休職ということになっていくという流れになっております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） もう少しちょっと掘り下げてお伺いしたいんですけれども、例えばですけれども、私自身ちょっと夜眠れないとか、私も過去にありましたけれども、手の震えが止まりませんと、仕事の量をこういう形で是正してもらえませんかという形の、そういったものの事前の相談というか、後からいけば事前の相談になるんですけれども、そういった不調を表す形で話を受けて、その後に対して例えば病院を紹介するですとか、例えばちょっと病院で話を聞いてもらってくださいみたいな形の、そういったケースというのがありますかね。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 人事担当に直接そういった相談が寄せられるケースというのは、全体から見ますと少ないのかなと思います。

ただ、もしそういったことがあった場合には、具体的な医療機関などは指定はしていないんですけれども、一度そういったところの受診を勧めてみたりであるとか、あと、町では年に1回職員のストレスチェックというものを実施しております。そういったストレスチェックで高ストレス状態にあるといった職員がおった際には、無料でそういう専門の医療機関を受診できるように促しておったりしておるところでございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 先般、財政健全化計画の再建プランのほうご提示いただきました。その中で、人件費を抑制すると。当然のことながら、組織の再編ですとか、ブラッシュアップしながら、効率のよい組織体系をつくって運営をしなければいけないというところがテーマと

してあると思うんですけども、事前に配置されている組織図的な形の担当の部分の方が、職員が、あるときを境にあまり出勤しなくなってくると。突然、お医者さんから診断書を頂きましたんで、申し訳ございませんが、こういう形の手続を取らせていただきますということで、分限休職という形になるんですかね、そういう形になると相当な組織的なダメージ、ひいてはこれは町民に対するダメージでもあると思うんですね。こういった形のものがあるということは、そういうリスクがあるということは、ご認識されていらっしゃるでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 確かに議員ご発言のとおり、事前に引継ぎなく職員が休むということは、周囲への負担が増すという、影響がかなり大きいと考えております。

また、メンタル不調を原因とする病気休暇につきましては、それが本当に短期間で済むのか、本当に休職処分となるようなもう長期間にわたってしまうのかというのが、こちらでは見込めないものですから、例えば代替職員の配置であるとか、そういったことにもなかなか難しいため、組織としてかなり影響が大きいなという印象は持っております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） そういった意味合いでそれを予防するという対策が必要だと思うんですけども、設問のBのほうに移らせていただいて、追加質問させていただきます。

取組としまして、①番、メンタルヘルス部署の有無という形で、総務課が人事担当をしているので、そこで担当している形ですというお話ありましたけれども、実際に職員向けに担当者は誰ですよという形、また、名前等があまり目立たないような形で相談するような形のシステム、そういったものが出来上がっているかどうか確認したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず最初のご質問の総務課の担当窓口、例えば専任の職員が誰ですとかいった、そういったことの公表はしてなくて、総務課で話しやすい職員に相談していただいているというような状況になっております。

あと、例えば我々組織としては非常に小さくて、なかなか近い人間に相談がしづらいとい

ったような思いもあると思いますので、そういった方の相談として、例えば奈良県市町村共済組合が実施する健康・こころのオンライン相談といった、そういったサービスもございますので、そういったものは、例えば役場の中で相談したくないといった方には有効ではないかと考えるところでございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私自身過去にサラリーマンしているときに相談したことがあります。直属の上司である取締役にとちょっとしんどいという話をしましたら、逆に説教されまして、もっと働けという形で、働いた経緯がございます。何となく自分の中で解消できたところがあったんですけども、私としましては、今ご答弁あったように、外部の相談窓口というのをうまく活用すべきやと思うんですよ。私としましては、その上でしっかりと外部の相談窓口を周知するような形を取っていただきたいと考えますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、2番の設問の②番、若手職員への対策の部分に関して追加の質問をさせていただきます。

先ほどないという形でありましたが、今後の実施は考えていらっしゃるのでしょうか、やはり必要性がないと考えていらっしゃるのでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 何も若手職員への対策というのが必要ないといった、そういった認識はございませんでして、昨年度、管理者向けの研修を実施いたしましたので、今年度につきましては、それ以外の職員について予算措置をしているところでございます。今後、研修の実施をするという予定がございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ③番に移る形になるんですけども、管理職への研修実施状況の部分で、過去に行ったというお話でありましたので、これ1回でしたね、どういった内容だったのか、ありていで構いませんので、お話しいただけますでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 令和2年度に実施した研修内容でございますが、管理職を対象にしたハラスメントの防止に関する研修の中で、相談しやすい健康な職場づくりの構築といった内容が含まれておりまして、今回の総務省調査の項目に該当するため、報告したものとなっております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 一連の設問部分に関しては、追加質問でお答えいただきましてありがとうございました。

先ほどお話のあった管理者向けの研修の内容としまして、職場環境づくりというお話がございました。そういった形のものを実施されているという中で、やはり職場環境を考えなければいけないかなど、私自身も考えるところでございます。そういう意味合いでもって、私として平素からずっと気になっている点がございまして、申し上げた上で、ご検討いただきたいと思うところがございます。

まず第一に、日々のメンタルケアを行って、休職者をなるべく出さない取組が必要であると、これは総務省も言っているところでございます。例えばなんですけれども、全職員が定期的に自席を離れて気分転換できる環境整備が必要じゃないかなど。やはり受付業務ですとか、内容というといろんなケースがございまして。それを受け止めた後に、自席に座ったまま内容をかみしめるような、そういった形というのは非常に酷な状況が続くんじゃないかなど。そういったところはやはりケアすべきだと。自席を離れて、少し環境を変えて一息入れる。例えばそこにコーヒー飲めるところとか、お茶飲めるところ、そういったところで5分、10分休憩して戻ってくるような、そういった環境づくりが必要だと、私は思うんですけれどもね。

具体的に言うと、2つのグループに、今役場の庁舎の中の職員さんというのは分かれていると思うんですね。自席を離れて気分転換できる方と、そうでない方に分かれているところがあるんです。どういうことかといいますと、喫煙されている方は、喫煙所という別の環境に身を移して気分転換できるわけですよ。ところが、非喫煙者は、基本的には自席に座った状態で、いろいろな自分の心理的なものも解消させなければいけない、そこでは雑談もできない、そういった状況があるわけですね。

その事実というのは、把握されていらっしゃるのか、また、そういった部分で、自席を離れて環境を変えて気分転換するという実施何とかできないものかって、過去に検討したこと

ございますでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、喫煙者が自席を離れて休憩取れている。そして、それを快く思っていないような非喫煙者というのがいるということは認識しております。実際にそういう意見が寄せられることも、我々の元にはあります。

その上でお答えさせていただきますけれども、まず、こういった自席で休憩をとることに、実は先日、町長と若手職員の意見交換会というものが実施されておりました、その中でも、このときは自席で昼食をとることに抵抗があるとか、そもそも休憩が取れないとかいった意見があったんですけれども、この際に、直ちに町長から検討するようにご指示があったところでございまして、実際に部長、次長の会議において、いろいろ今検討しております、本当にもうある時間帯はもう会議室を抑えてしまって、ちょっとそういった目的に使ってみようとか、そういった踏み込んだ検討もなされていたところなんですけれども、結論にはちょっと今のところ至っていないという状況になっております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） これ仮に、例えばですけれども、総務省の調査に基づいて、こういった形でなければいけませんよって、例えば法整備されるような形になったら、いずれにせよすることになるわけですよ。

先ほど申し上げたとおり、非常に大きなテーマがあるわけですよ。組織上、無駄のない形の組織図を構築する中で、突然穴が空くようなことになったらすごいダメージなわけですよ。そういったことを考えれば、等しく全職員が気分転換できる場、例えばですけれども、部署の中でローテーションを組んで、午前中1回5分間、10分間休憩できますよという形で、環境を変える形で休憩できる場所、そういった確保をすることは、非常に重要なことだと思うんです。

また、これは非喫煙者の職場環境のために考えるという形ではなく、喫煙者は喫煙者で非喫煙者のことを考えて、そういった形で喫煙されている実際に環境を変えて気分転換できる職員さんと一丸になって、むしろ喫煙されている職員さんのほうが率先して、その環境をつくってあげようと、そういった機運が必要ではないかなと、私としては思うんです。やはり等しく勤務できる体制をつくってから業務というのは成り立つと思いますので、そこはご

検討いただきたいと思います。

私自身も新宿のパークタワーの34階のオフィスのワンフロア700人ぐらいいる社員のフロアを、総務担当で実際に担当したことがありまして、その内部告発的な形で、差別じゃないかと。喫煙する人間は階下まで下りて、エレベーターで5分もかけて下りて行って、喫煙して戻ってきたら30分たっていると、1日何回行っているんだと、我々座っている人間は、何時間喫煙者と比べて自席で仕事しているんだと、その部分に対して対応させていただいて、家主である東京ガスさんに交渉して、別の階下でその場所をつくらせていただいて、対応したことがございます。

これは、人の命にもしかすると関わる問題でもあるかもしれません。心の健康を崩すというのは、そういうことでございます。そういったところも踏まえて、検討段階という形であり、先ほど実現の検討もしているという形でありますので、少し拍車をかけていただきたいと、そのように考えますのでお願い申し上げます。

設問1つ目に関しましては、以上とさせていただきます。

続きまして、Jアラートについて追加質問をさせていただきます。

設問のCの部分に関してなんですけれども、区分によって警告音が違うはずですがという形の事前通告の内容に基づいてのものなんですけど、ここで追加質問をさせていただきます。

警告音の後の説明を聞き取って、行動を起こすことでは、時間差が生まれると思うんですね。課長のほうにも、私以前屋外スピーカーの音源を私のほうで録音して、それに対してさらに60デシベルの音、想定される形としては、一般的には40デシベルぐらいの音になりますとととと雨、降雨量としましては1時間当たり5ミリ以内のそういった雨の雨音になるんですけれども、私としましては課長に聞いていただきたかったのは、大雨の状況の中でどういった形で屋外スピーカーの音が聞こえるかというところを仮定しまして、音源を取り入れて、実際に60デシベルの音を、雑音ですけれども、重ねさせていただいて聞いてもらったと思うんですね。

二人で確認しましたがけれども、警告音、様々な警告音がございます。その音というのは聞き取ることはできたんですね。しかしながら、この音が何の警告音なのかという説明がその後には流れるわけです。その説明の音源は、音声は、あまり聞き取れない状況でございました。

そういった形を考えますと、屋外を主たる対象者としている今の外部スピーカーでは、聞き取りにくい状況が想定されるんですよ。よって、警告音の種類、これはどういう音だよ、これはどういう意味合いの音だよ、私のほうもインターネットを介して調べさせてもらいま

した。その音源集もユーチューブでも配信されております。そういった警告音の種類を周知しておくという必要性があると思うんですけども、ご検討いただけますでしょうか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 川村安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 常盤議員のおっしゃるとおりでございます。音、音源を一緒に聞かせていただきまして、やはり警告音というものは、きっちりと聞こえるというのは認識しております。

ですので、Jアラートの中で、国民保護情報、緊急地震速報、震度速報、気象情報と、警告音がそれぞれ違いますので、今後においては、警告音の周知をホームページ、広報等で周知していきたいと思っております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 続きまして、Dの設問の部分で追加質問させていただきます。

屋外と戸別受信機、あとメール配信、LINE配信、様々な伝達方法があると伺いました。ありがとうございます。その中で、屋外のスピーカー、外部スピーカーと併用する形になるんですかね、戸別受信機を設置しているという形なんですけれども、実際に戸別受信機の配置、例えば公民館、体育館、小学校、中学校それぞれなんですけど、どこに置かれていますでしょうか、お答えいただけますか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 川村安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 公民館につきましては、事務所に置いております。体育館については、体育館に設置させていただいております。小中学校につきましては職員室、私立中学・高校につきましては事務室に、それぞれ1か所設置させていただいております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、役場庁舎に関しましては、戸別受信機どちらのほうに配置されていますでしょうか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 川村安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 災害対策本部であります安心安全推進課の横に1か所設置  
させていただいております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） まず、庁舎の件お伺いしたいんですけれども、1か所だけで十分でしょうか。私としては、不十分ではないかなと考えるんですね。なぜならば、災害に対する対応の組織図ですとか、計画書というのも出来上がってしまっていて、実際に訓練も行われているわけですね。即時対応をするための準備はしているけれども、実際に情報伝達の方法として2階の1室のところに置かれている戸別受信機だけで十分なのか。当然のことながら、皆さん携帯電話持っていらっしゃるから配信はされるのかもしれませんが、手元にない場合どうなんでしょうか。

私としましては、もう少し配置考えるべきじゃないかなと思うんですね。役場の職員、例えば安心安全推進課の課長さん、あと職員さん3名ですかね、そういう警報が出ましたといったときに、内線電話と足を使って1階と2階、3階のほう、2階とほかの部署のほうに駆けずり回って、こういうこと出ましたからというのでは、私としては即時対応ではないような気がするんです。安心安全推進課はすべきことがもう既にあるはずで、発災した直後に動かなければいけないと、そういった形のをすぐに即時対応しないと、周りの職員さんも動けない状況が創出されます。

そういったことを考えますと、Jアラートの意味合いとしては、瞬時に警報を伝達することが目的でございますので、少なくとも庁舎内の情報伝達に関しては、もう少し考えるべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 川村安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 常盤議員のおっしゃるとおり、うちは災害対策というところで初動の対応がちょっと遅れてしまうという部分もありますので、おっしゃられたとおり、迅速な情報共有として効果的だと考えますので、増設に向けては検討していきたいと考えております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 続きまして、その前にお答えいただいた公民館ですとか、体育館、小学校、中学校、こちらのほうのものに対しての追加質問をさせていただきます。

先ほど公民館は事務室、体育館は体育館、小学校は職員室、中学校も職員室、私立中学・高校については事務所、そういう形のものだったと思うんですけども、速報としてはそれは、私はそれで結構だと思います。十分だと思います。

しかしながら、広域避難所として指定されている箇所においては、避難される方が過ごされる可能性があるわけですね。そちらのほうに設置する必要性はないんでしょうか。私自身の経験から申し上げますと、東日本大震災の後、4か月半ほど震災のボランティアとして従事したことがございます。まだ当時は、地震が起こって3週間後です、その際には非常に余震の数多かったんですね。自分自身これ大丈夫やろかと、例えば市役所なり町役場の駐車場でテント張って寝転がっているだけだったんですけども、これ何かしなくちゃいけないんだろうかと覚悟したことも何度かありました。それだけ余震というのは、大きな地震の後の余震というのは、あまり軽く見てはいけませんよ。

そういったことを想定しますと、例えばですが、小学校、中学校の体育館で避難されている方々が、何の情報もない状態で、また例えば大きな地震の後、余震として大きな揺れがあったと、そうなったときにパニックが創出される可能性があるんですよ。避難されている方に対しても正確な情報を迅速に伝える手段が必要だと思うんです。

例えば、それで大雨が降っている中、余震が起こった。そういった状況の中で、外部スピーカーの音では聞こえません。職員室にあるというのは分かりました。しかしながら、実際に避難される方が過ごされる場所にも、当然のことながら戸別受信機の設置は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（梅野美智代） 川村安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） それにつきましても効果的だと考えますので、それも踏まえて増設に向けて検討したいと考えております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございました。

続きまして、私立中学に関しての、学校法人に対しての内容について追加質問させていただきますが、具体的にどういったことを学校法人さんしてくださいね、こういったことは町

が災害支援しますよという形の協定の取り交わしって行われているんですかね、よろしくお  
願いします。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 川村安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 平成28年度に指定緊急避難場所、指定避難所の同意書は交  
わしておりますが、具体的な協定に向けてはまだでございます。

常盤議員の助言を受けまして、先日、私立の中学校・高校へ協力連携について協議をお願  
いしますというところをお願いしましたので、今後、具体的にどうしていくのか、河合町の  
実情に合った形で協定を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 安心安全推進課課長として不足をまずこれではあかと認識した上で、  
すぐに足を運んだと。その上で、しっかりと協定を結んでいきたいと思えますと意思表示を  
されたという、その行動力というのは、私は尊敬に値すると思えます。組織の中で、そうい  
った形の動きができるというのは、日々の準備も必要だと思うんですよ。その中で、そうい  
った形ですぐに即応していただいて、打合せをしてきたという形のもの、非常に私としま  
しても、質問者としても、町民にとってもありがたい形だと思いますんで、どういった形に  
なるかはちょっと分かりませんが、しっかりとその業務進めていっていただきたいと思  
います。ありがとうございます。

続きまして、Eの設問に関して追加質問いたします。

本年度も計3回全国一斉の情報伝達試験実施されているんですけれども、ここでちょっと  
お伺いしたいのは、外部スピーカーの数まず何か所町内にありますでしょうか。

○議長（梅野美智代） 残り時間5分です。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 川村安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 34か所でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 伝達試験実際行われる際に、実地で音達状況というか、そういったもの

は確認したことはあるのかなのか、再度ちょっと確認させていただきます。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 川村安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 苦情があった、聞こえにくいといったスピーカーについては、現地に行って、業者等ちょっと呼びまして、音の調節等は行っておりますが、定期的に音達の確認というのはしておりません。

○2番（常盤繁範） はい。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私としましては、年3回の伝達試験の際に、担当職員さん、あと応援の職員さん募って、ローテーションでいいですから、箇所多いですから、1回分7か所だか6か所だけで十分だと思います。それをローテーションする形で、実地でやっぱり職員さん聞くべきだと思います。これはご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして、設問3の追加質問のほうに移らせていただきたいと思います。今回残念ながら、追加質問、町民のために事前に一般質問というのは打合せをさせていただくんですけれども、事前通告に基づいてどういう回答を考えていらっしゃるのでしょうかという際に、あまり芳しくないご返答をいただきまして、不調に終わっております。よって、追加質問の予定はございません。

しかしながら、私としては、ここで伝えなかった内容を意見として読み上げさせていただきますので、これにて終結させていただきます。

では、読み上げます。

看護師、介護士の所属する事業者を管理した際、私自身の経験なんですけれども、介護職を束ねる社員から畑違いの人間が現場の苦勞ですとか、精神をすり減らしながら対応して、極力希望に沿いながら運営していることを知らずに、軽はずみに口を差し挟まないでいただきたい、仁王立ちで私に向かって話されたことがございます。

教育現場でも同じことが言えるんですけれども、保育、福祉の現場で、日々利用者様のお子様をお預かりして、ミスの許されない現場で、既存のもので創意工夫しながら、細かな情報交換を行って、所定のサービスを提供すると。平素から並々ならぬ気苦勞が絶えない職場だというのは、私理解している。当然所掌する部署としても、現場の意見は最大限尊重すべきこととして所掌していると思われま。また、管理している、所掌される部署にとっては、

今回の私の質問もまさに軽はずみに口を差し挟まないでいただきたいということであるのは、私自身十分に理解しております。

しかしながら、往々にして現場を尊重し過ぎると、主体が利用者様でなく職員になってしまうとんでもないハウスルールがまかり通ってしまうことがよくあるんですね。私担当した職場もそうだったんです。そういったことがあります。

その上で、申し上げておきます。現場を尊重して、サポートする所掌部署としては、日々業務に追われている現場職員の代わりに、他の同業事業者の動向ですとか、サービス等を日々情報収集して、所掌部署で精査をした上で、定期的に現場である、具体的に言いますとかがやきの森こども園ですね、そちらのほうに情報配信、働きかけを行う明確な担当制をして、そういった形の連絡協議行っていくべきかなと考えますので、意見として申し上げます。

質疑になりませんが、申し訳ございませんが、以上をもって私の一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅野美智代） これにて常盤繁範議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 佐 藤 利 治

○議長（梅野美智代） 2番目に、佐藤利治議員、登壇の上、質問願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

（4番 佐藤利治 登壇）

○4番（佐藤利治） 皆さん、おはようございます。

議席番号4番、佐藤利治。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

男性の育休（産休）について。

6月衆院本会議で可決成立されました改正育児・介護休業法について、河合町での取組と現状、また現状を踏まえて、育休取得率をどう上げていきますか。

次、空き地の雑草除去について。

町職員の業務の軽減、経費削減の観点からも条例改正を考える時期と思いますが、いかがですか。

次、飼い犬のマナーについて。

今、犬の尿により、町の財産が失われようとしています。カーブミラーや標識柱などが犬のマーキング、片足を上げてする尿のことですね、により倒れ、重大な事故が起こることが考えられるが、どのように対応していきますか。

以上、3点でございます。

再質問は自席にて行います。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） それでは、私からは、1つ目のご質問、男性の育児休業に関するものについてお答えいたします。

本年6月に公布されました育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律は、出産、育児等による労働者の離職を防ぎ、育児休業を取得しやすい雇用環境を整備するとともに、男性の育児休業取得率の改善を図ることを目的として制定されたものとなっております。

この法律による法改正の主な内容といたしましては、1つ目に、子供が生後8週間以内に計4週間の休暇を2回に分けて取得することができる出生時育児休業、いわゆる男性版の産休制度と言われております制度の創設、そして2番目に、本人または配偶者の妊娠出産を申し出た職員に対しまして、育児休業制度の周知と取得の意思を確認することを義務づける、3番目といたしまして、従業員が1,000人を超える事業所には、男性職員の育児休業取得率を毎年公表するよう義務づけるもの、そして4番目としましては、育児休業を分割して2回まで取得可能とすることなどとなっております、議員ご質問のいわゆる男性版の産休制度につきましては、令和4年10月の施行が予定されておるところでございます。

このような中、本町における現状でございますが、令和2年度を例に取りますと、配偶者が出産した男性職員、これを取得対象者と言いますが、2名いましたが、取得した者はいない状況となっております。

その現状を踏まえまして、今後につきましては、今回の法改正に合わせて地方公務員の育児休業等に関する法律の改正というのが見込まれておるため、国の動向を踏まえた上で、本町の関係条例等について順次整備した上で、出産や育児に関する休暇制度の周知を図りまして、取得率の向上を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

以上となります。

○環境整備課長（松村豊範） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 松村環境整備課長。

○環境整備課長（松村豊範） 私のほうからは、2つ質問をいただいております。

まず、1つ目の質問でございます。空き地の雑草の除去についてということ、職員の作業の軽減、経費削減の観点から、条例改正を考える時期だと思いますがという質問でございます。

空き地の環境維持については、毎年、パトロールを行い、現状を確認するとともに、土地所有者等の再確認を実施して、土地所有者に対して近隣住民への環境の配慮をいただきたい旨、雑草除去通知により指導を行っております。また、電話番号の情報がある方については、連絡を行って対応しているところです。

その後においては、定期的な巡回パトロールを実施し、除去されていない所有者に対して再度通知を行い、場合によっては、ご自宅を訪問し、早急に除去いただくよう対応しております。

しかしながら、タイムリーに除去依頼ができていない現状もございます。河合町空き地に繁茂した雑草の除去に関する条例改正につきましては、職員に対する作業の軽減、経費削減を考慮しながら、現行条例における強化策などの内容を再検証した上で、今後、この業務自体が効率的なものかどうか、近隣自治体の実施例等を調査し、研究してまいりたいと考えているところです。

あと、2番目の質問でございます。

飼い犬のマナーについてという質問でございますけれども、犬の尿により町の財産が失われようとしています。カーブミラーや標識柱などが犬のマーキングにより倒れ、重大な事故を起こすことが考えられるが、どのように対応していきますかという質問でございますけれども、飼い犬のマナーにつきましては、快適な生活環境をつくるために、飼い主の一人一人の自覚と責任ある行動が必要であります。散歩時の犬の尿害などの防止に関しましては、広報などを通じてマナーの向上啓発に努めてまいりたいと考えます。

私からは以上でございます。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。

まず、空き地の除草についてちょっと再質問を進めていきたいと思っております。

令和2年3月の定例会にて、住民からの相談への対応、目標、結果、最終報告をどのよう

に処理されているのか、また、増加することへの対策をどう考え進めていくのかを聞かせていただきました。先ほども答弁ありましたけれども、ほとんど同じ答弁でした。ご答弁の内容は、現地確認、土地所有者の確認、所有者への通知、除去されていないときは再度通知を送付と教えていただきました。毎年、皆様の税金が使用されて行われています。

ここからは、私の一つの例でお話ししたいと思います。例えば、A様の空き地に、仮に10年前から草が毎年伸びたり、刈ったりということを繰り返している。同じことを草が伸びるたびに、今、先ほど答弁いただいたことを、同じことを職員がさせられている現状は、私は腹立たしく思っています。考えてみてください。職員の時間給、住民の方がかけてくれる電話の連絡の手間、切手や郵送に係る経費、電話代、とても10年間Aさんの土地のことを考えて計算したら10万、20万で済まされないと思いますが、私の推測は間違っていますか。

○環境整備課長（松村豊範） はい。

○議長（梅野美智代） 松村環境整備課長。

○環境整備課長（松村豊範） 今、佐藤議員の質問の中で、10年間費用をかけて、職員のために軽減を図るといったような、手間暇かかって職員に苦勞をかけているといった内容でございますけれども、この業務につきましては、やはりパトロールをした中で除去されているかどうかという現場確認というところも非常に大事なのかなというふうには考えてございます。

軽減といいますのも、何回かの通知というところではございますので、その辺細かい配慮ということにつきましては、必要なのかなというふうに考えてございます。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） おっしゃることは理解できるところもあるんですけども、いい加減私は、先ほど言うた無駄なお金の使用をしない、町職員の意味のない仕事を減らす方法を考えてもらいたい。それとも税金の無駄使い、担当職員に理不尽な仕事を続けさせるのか、お答えください。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（梅野美智代） 石田環境部長。

○環境部長（石田英毅） 議員ご指摘のとおり、同じ所有者への通知に係る経費及び職員の事務負担への懸念があることも事実でございます。

まずは、私どももいたしましては、現行の条例、こちらを適正に運用されていない面もあるのではと考えられるところでございます。特に、この条例第2条にうたわれております危

険な状態という判断基準、こちらに関してのレベルが若干低いのではないのかなと、そういう思いもごございます。また、危険な状態にある場合は、期限を決めて除草その他当該危険な状態を除去するために必要な措置を命ずることができる、はっきりとうたわれているところでございます。なおかつ、措置命令において、所定の期限までに履行しない場合は、直ちに行政代執行法に基づき、代執行をなすものとするとしておられるところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、この事業に係る現状を鑑みまして、運用においてのギアを一段上げるときではないのかなという思いでございます。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私が思うのは、条例改正を行い、ほかの自治体から視察に来ていただけるようになるぐらい厳しく対応しませんか。日本一空き地除草の条例が厳しくてもよいと、私は思います。そうなれば、巡視の方が変わり、分かりませんが、新しい住民が来てくれて、人口減の歯止めにもなるかもしれません。職員の時間、無駄な税金も使うことが減ると思いますが、この件についてはご賛同いただけますか。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（梅野美智代） 石田環境部長。

○環境部長（石田英毅） 私ども考えておりますのは、現状空き地の草の繁茂にかなり苦慮されている住民の方々がいらっしゃる。ただ、それを放置しているのが町外に住んでいる方、こういうギャップ的な面がございます。一番苦勞されておりますのは、住民の方々でございます。

そういう面で、これかなり行政といたしまして、いろいろ条例を施行しながらという状況でございますが、ただ、民法の第233条の現行法におきましては、隣の雑草等が繁茂し、こちらの土地に侵入してきまして刈ることができないと、そういった現状でございます。ただ、地下、つまり根っこなどが侵入してきた場合は切ることができるといった内容でございます。

全国的にも宅地の雑草トラブルが後を絶たない現況を踏まえまして、今年度地上物においても一定の条件をクリアした場合に刈ることができるよう、民法第233条が改正公布されたところでございます。ただし、施行につきましては未定ではありますが、2年後になるうかと考えております。民法改正によりまして、例えば宅地の横に公道がございます。その公道

に雑草などが張り出してきました場合、条件クリアの上、行政において刈ることができる  
といったそういう施策でもございます。

議員ご質問の条例改正につきましては、こういった思い及び法的現状を踏まえまして、熟  
慮検討してまいりたいと。ただ、環境保全、環境に特化したまちづくり、私ども目指してお  
るところの一部でございます。でございますので、こちらの環境につきましては、心細やか  
な行動を取らなければならないのかなというような、私は考えております。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 先ほども代執行の件がちょっと出ましたので、ちょっと触れたいと思  
います。

令和2年の3月、私の質問のご答弁の中で、現在の条例は代執行は明記されております、  
そこにいくまでの課題についての検討が大事と思っておりますと述べられていますが、1年と  
7か月の間、令和2年3月から、どのような検討を、どこで、誰とされてきたのか、例があ  
れば教えてください。この正月にもお隣が草がぼうぼうで茂っていて、悲しいお正月を迎  
える住民に伝えることが、私としては必要です。お願いします。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（梅野美智代） 石田環境部長。

○環境部長（石田英毅） 確かに行政代執行、こちらに関しまして、今までと申しますか、現  
状におきましては、かなり慎重なスタイルを保っているというふうに考えております。行政  
代執行に至るまで、やはり先ほど課長からも申し上げましたとおり、通知等で電話をしなが  
らといった地道な活動と申しますか、周知をさせていただいて、助言のほうをさせていただ  
いている状況でございます。

また、これ先ほど私申し上げましたように、これらち明かぬやないかという状況におきま  
しては、一段ギアを上げる必要があるというふうに考えておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。

もしここからはちょっとお願い事も入るんですけれども、条例改正を行うなら、これだけ  
は明記することを約束をお願いしたい。

今、小学6年生男子の全国平均は、身長は155.9センチなので、仮に1.5メートルまで除草という基準、これは子供を事故や事件にその空き地で巻き込まない、そういう対策のためです。

また、年最低2回、仮にですけれども、仏様が戻ってこられるお盆、お正月前、前後で考えていただきたい、そういうこともはっきりと年2回ほど明記していただきたい。近隣市町村でもそういうふうな明記をされている条例あります。見てください。

また、今年の正月は駄目でも、来年こそ気持ちよく住民の皆様が過ごせるようにしてください。

以上で、空き地の雑草除去についてを終わります。

続きまして、飼い犬のマナーについて。

通告書でもちょっと書かせてもらったんですけれども、河合町でのカーブミラー倒壊事故は、犬の尿が原因とは判明していません。ただ、やはり考えないと駄目なのは、昨日も大分で看板柱が倒れて、一人の子供が今重体になっているということを、今朝のニュースで見ました。

ここからは別の地域の話です。某新聞の記事からですが、三重県での報道です。今年2月に、夜中24時に90キロある歩行者用信号機が倒れました。三重県警は、現場は通学路、車の通行量も多いことから、もし日中であれば大きな事故で、人的被害が出てもおかしくないとコメントされています。三重県警は、科捜研に腐食したパイプを持ち込み、調査、1か月後、動物性の尿の検出が明らかになり、近隣で別の柱も調査したら、倒れた柱は何と他の柱の約42倍の尿素が検出され、三重県警は、倒壊後その地点に定点カメラを設置、調査した中で、多数の犬のマーキングの証拠を確認したとのこと。

以上が新聞記事からですが、河合町でも、今同じことが起こるおそれがあるので、マナーアップを考えたいが、どのように考えていきますか。具体的にできればお願いします。

○環境整備課長（松村豊範） はい。

○議長（梅野美智代） 松村環境整備課長。

○環境整備課長（松村豊範） 飼い犬のマナーというところですけども、マナーについては、広く広報などを通じてやはり啓発のほうをしていかなければならないのかなというふうには考えてございます。

その中におきまして、尿害についてというところで、詳しく水で洗い流すとか、そういう細かい具体的な内容も含めまして、マナー向上に努めてまいりたい、このように考えている

ところでございます。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 令和2年3月の定例会にて、条例の見直し、罰則が必要ではとのご提案をさせていただきました。そのときのご答弁は、条例で罰則を入れなくても、軽犯罪法で違反になるため、あえて罰則を条例の中に入れる考えはないと。マナー向上には、先ほど説明ありました、広報「かわい」へ年二、三回掲載して、住民の皆様へ広報しているところでした。

今、述べた言葉の本気度を確認するためにお聞きします。令和2年3月から、軽犯罪法で処理された案件はどのぐらいありますか。また、広報だけで罰則なしで、美しい河合町を維持、守っていくことができますか。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（梅野美智代） 石田環境部長。

○環境部長（石田英毅） ありがとうございます。三重県の事例聞いておりまして、心が痛む思いでございます。

確かに犬のマーキングによりまして、カーブミラーや標識柱の根元の劣化、こちら進んでいることも十分考えるところでございます。それと、河合町飼い犬ふん害等防止に関する条例では、定義の中で公共施設、要は公共の場、道路も公共の場というふうにうたわれておりますので、カーブミラーや標識柱も対象になるといったのは当然でございます。

先ほどのお話でございますが、事例のほう、軽犯罪としての摘発事例というのはございません。ただ、条例の第4条、飼い主の遵守事項の中に、犬の尿により公共の場所等を汚した場合という形の一文がございます。こちらきれいに水などで適正に処理すると、そちらのお話もでございます。こちらの罰則規定というのが、昨年のお話同様の軽犯罪法、こちらのほうが重要視されるんじゃないのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 条例にちょっと触れていただいたので、部長のほうから、ちょっと条例の件に関して観点を改めて話をしていきたいと思っております。

条例の第4条の3に、先ほどおっしゃった飼い犬の尿により公共の場所等を汚したときは、

他人に迷惑を及ぼさないよう適正に処理することと明記されております。

しかし、愛玩動物を飼われている方へもっと具体的に指導していかないと、公共の場所を守ることはできないんじゃないかと、私は心配しております。大丈夫ですか。

それと、私の近隣だけですけれども、私も愛玩動物を飼っております。ペットボトルに水を入れて持っていつています。その周りで10人中、大体私が見た感じだけでデータの表現にはなりませんけれども、1人しか見たことないです。だから、それが現状なので、どうしていくかということを真剣に具体的に考えていかないと駄目かなと、私は思います。

○環境整備課長（松村豊範） はい。

○議長（梅野美智代） 松村環境整備課長。

○環境整備課長（松村豊範） 佐藤議員の今の件ですけれども、どうやって啓発をしていくかというところがございますけれども、もう少し具体的な内容を記載した上で、周知啓発に努めてまいりたいと、このように思っています。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。

ちょっと時間も過ぎたんで、コロナ禍で家にいる時間が長くなり、愛玩動物を飼われる人も多くなってきたと、ペットショップ等からも聞いております。

軽犯罪法ではなく、住民の声を聞き、条例改正やもっと具体化して、例えば先ほども言いましたけれども、水を入れるペットボトルの小さなものを民間企業と提携して作るのも一つですし、それか担当課で配るということも考えていただきたいと、私は思います。

この問題は、担当部署だけじゃなくて、まちづくり推進部、町の公共の備品を守る観点からも、河合町挙げての取組に、今後期待していきたいと思えます。

以上で、飼い犬のマナーについてを終わります。

次に、男性育休について。

河合町では、令和2年、2名中ゼロということを知りましたが、これは希望者が少ない、希望者がいたということは聞いていないというようなことになると思うんですけれども、周知徹底がされていなくて、また、職場の環境が言い出せないというようなことはなかったんでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 男性職員に対する育児休業への周知でございますが、現状としましては、相談を受けた場合に個別に対応しているというのが現状でございます。

そうしたこともありまして、本年度、令和3年度になりまして、対象職員が2名中1人が取得する見込みとなっております、令和3年度につきましては、取得率50%となる見込みになっております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 国のほうからは、2025年までに30%の取得の引上げを打ち出していますが、河合町では、2025年までにどういうふうなスケジュールで、どんなプロジェクトを立ち上げて進めていくのか、その辺もし案の一つでも結構なのであれば、ご紹介をお願いします。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 国の目標値というのは、十分に意識して取り組んでまいりたいとは考えております。その上で、具体的にどう取り組んでいくんだというご質問でございますが、やはりまず対象職員以外への理解といったものが、まず必要ではないかと考えておるところでございます。

また、実際に取得を考えたときに、周りへの影響ということを考えて諦めるようなことはあってはならないと考えておりますので、そういった観点からも効率的な組織、こういったものの構築といったことにも努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ここからは少し先進地の話になるんですけども、岐阜県庁では、既に一部の部署では51.6%の育休取得を上げております。

また、明石市では、本年8月1日以降、出産予定の男女職員へ育児に係る休暇休業取得プランの作成を求め、出産予定日の約2か月前までに担当部長へ提出、本人との面談を行い、必要に応じて休暇休業を取得できるようにしていると。

また、民間保険会社の調査では、対象1,100人のうち88.6%の方が、男性育休を取って家庭の中、職場の中でよい変化があったと答えています。次に多かった答えは、子育ての大変さが分かり、配偶者をもっと大切にしたいでした。

今、お話ししたことが、先進地と世間の声ですが、やはりいろんな例は、今既にもう教科

書のようにあると思うんです。やはりできたら具体的にどう職員の皆さんに、先ほど言うたように、認識してもらって、広報して、どう進めていくかというのを答えていただいたらうれしいんですが。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 現在、ただいま議員にご紹介いただいた例というのは、十分に意識しながら取り組んでまいりたいとは考えておるところです。

ただ、唯一本町としましては、まず対象職員の少ないというところがかなり特徴だと考えております。そういったこともありまして、それぞれの職員から申出があった、もしくはそういう配偶者の妊娠などが分かった際には、その職員が所属している職場や職務の内容などを考慮した上で、より具体的に取得しやすいような方法を提示するなど、本町だからできるような取組というのを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。

もう一つ出ている分でちょっと説明しておきたいのが、鳥取県では、まず取り組んでいる男性育休全国で一番なんですけれども、組織のトップ、私どもであれば清原町長ですね、男性育休を推進したいと、やっぱり職員、住民に向けて明確にする、これが1番みたいです。2番は、総務から育休取得予定者のいる部署へ働きかけ、3番目、働きかけは育休対象者ではなく部課長へ、鳥取県では一番難しかったと言われる警察機構、平成15年は0%でした。平成19年には56.5%、今全国どこの警察、県警、府警見ても、ほとんど取得されておりません。それがなぜこういうふうなことになったかというのは、やはり勉強する価値はあるのではと思います。

先ほどご答弁にありました対象者が少ない、そうしたらうちは2人しかいてなかったら、1人が取ったら50%達成するんですね。だから、そういう意味でいえば、対象者が少ないのは、国の2025年までに30%というようなことが、うちではクリアできると思うんです。

ただ、考えていただきたいのは、先ほどから何点か問題点出ていましたけれども、先進地の調査ではっきりしているのは、自分が休んで同じ職場の同僚が忙しくなるのを見てられない、業務査定の対象になり不利になる、また、一番今コロナ禍で大きいんかも分かりませんが、賃金が下がり生活が苦しくなる等の回答を得ています。ただ、賃金の面だけで

考えると、民間企業では育休取得中は雇用保険の育児休業給付金により収入の67%が支給され、社会保険が免除されるので、実質いつももらっている給料の8割から9割が保障されています。公務員については、共済組合制度がフルタイム職員にはあると伺っております。同等のサービスが受けられると聞いております。

私の個人的な考えですけれども、制度の見直しも必要、少なくとも1か月以上は収入の100%を補充する必要があると思います。また、前菅総理は、民間を利用して公務員が1か月取るところから始めたいと、公の場で言っています。そういう意味でやっぱり先進地の厳しい取組を見ていただきたい。担当の職員がいてる部課長は、取らない場合にはなぜ取らないかという疑義を提出を義務づけられているところもあります。だから、それだけでどうこうということはないと思うんですけれども、それだけ担当部課長にも意識を持って子育てを進めてほしいと。

やっぱりせつかく温かい話やと思うんです、国から出ている。これはやっぱり率先して河合町も取り組んでいくべきやと、私は一日も早く、もう明日からでも町長が発信して、プロジェクトを立ち上げて、そういうふうに行っていくべきかなと、私は思いますけれども、いかがですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 確かに議員おっしゃるとおりであると思います。

今後、制度を円滑に運用してまいるためには、職場環境の整備であるとか、上司、同僚の理解、そしてフォローなど、そういったものが必要と考えております。そういったことでありますので、対象職員に対する働きかけと同時に制度の周知、職員同士で助け合っていくものだよといった、そういった意識の醸成というものを図ってまいりたいと考えております。

最後に、おっしゃられたプロジェクトチームではございますが、今のところ担当の総務課のほうで、引き続き推進してまいりたいとは考えております。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 今、言っている話というのは、各部課長さんには仕事が増えて大変と思うんですけれども、もし理解してくれないのであれば、まず内閣官房が発信されている令和2年7月27日から8月6日に行われました霞ヶ関のパパたちの写真展、ネットで見れます。見てください。各写真に書かれているコメント、メッセージを見ていただき、学んだ後、ま

た別の場所で、私の意見に対してできないのであれば反論をいただきたい。

このときの武田国家公務員制度担当大臣は、こう述べています。我が国では、女性に比べ男性の育児休業取得率がまだまだ低調です。男性の育児参面の促進は、男性自身ワークライフバランスの実現のみならず、女性活躍促進等の観点からも極めて重要な課題と考えています。このとき作られた、これもネットでありますけれども、国では家族ミーティングシート、育休を取るに当たって、それを家族と相談する、そういうシートもございます。それもネットに上がっていますので、それを見て、ちょっと河合町独自の手を加えたらいいんじゃないかと。

もう一つは、国家公務員の育児休業、収入シミュレーションシートというのもあります。やはりコロナ禍で給料減というのは、非常に職員の方々、特に若い職員の方々には、大変大きな問題だと思います。そういうふうなのを利用して進めていただいたらなと思います。

最後に聞きます。できれば田中副町長、清原町長からご答弁いただけたらうれしいのですが、河合愛A I 構想の重点施策の一つ、子育て・子育て環境の充実とうたわれています。まず、職員の子育て・子育て環境の充実を行いませんか。河合町の民間事業のお手本になりませんか。今すぐにも決断、決意していただくことが、将来の河合町職員を守り、育てることにつながり、民間事業者まで普及したときには、私は人口減の歯止めになると考えています。

先日の50周年の式典の中で、「だから、私はこの町で子育てをすることを決めた」とのフレーズがありましたが、このように言われるようにしませんか、いかがですか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほどから指摘していただいております内容につきましては、私も認識しております。

少し話変わるかも分からないんですけども、私も教員時代、病気で1か月特別休暇を取ったりとか、それからけがで3か月ほど取りました。先ほど次長が申しましたように、まずは職場環境というか、そういう場合にちゃんと周りが支えるという、そういう体制をやっぱりつくるということと、それから、もしそういういろんな場合、体制をしっかり守っていくという、そういう取組もこれから考えていく必要があるかなということを強く思っております。

今、議員おっしゃったように、子育て環境をつくるというのは、ハード面だけと違って、

やっぱりそういうソフト面もきっちりしていく必要がございます。認定こども園も、今開園いたしました、そういう若い世代も増えてきております。そういう取組を役場の中から率先してこれから検討、それから進めていくということで、私は思っておりますので、そういう点でご理解いただけたらなと思います。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。

先ほども言いましたけれども、少人数の職員の子育て環境を守れなくて、住民の子育て環境を守ることがないと思うのが、私の持論ではございます。ある読んだ本の中で、生まれたての子供は1週間でどのくらいおむつを取り替えるか分かりますかという問いかけがありました。答えは100枚です。本の中には、「お父さん、1枚、2枚のおむつを替えただけで、子育てを協力していると勘違いされていませんか」とキャッチコピーに書かれていました。私も現実その一人でございます。

最後ですけれども、皆さん認識されていると思いますが、これからはご両親に対しての介護休暇、男性育休は、総務の方が先ほどから答弁されていますけれども、担当部署だけではなく、河合町が町を挙げて取り組むことが必要な大切なことです。近隣市町村をリードできるようにになれば、人口減にも影響が出てくると、私は考えていますので、よろしく願いいたします。

以上で佐藤の質問を終わります。

○議長（梅野美智代） これにて佐藤利治議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

本日午後から4名の質問がありますので、再開は13時とします。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時00分

○議長（梅野美智代） 再開します。

---

◇ 中山義英

○議長（梅野美智代） 今定例会より各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきます。その後、30分を過ぎて発言を続けた場合は、マイクのスイッチを切らせてもらう場合があります。ご了承願います。

また、飛沫感染防止のため、理事者の答弁及び議会議員の再質問以降は着席のまま対応願います。

3番目に、中山義英議員、登壇の上質問願います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

○5番（中山義英） 議席番号5番、中山義英。

それでは、議長の許可を得て、ただいまより一般質問通告書に従って一般質問を行います。  
質問事項1、未登記道路等について。

河合町では、町道の新設や拡幅に当たり、道路用地として住民の方から寄附や買収により譲り受けた土地の一部について、いまだに町への所有権移転登記がなされず、個人名義のまま登記上残っている、いわゆる未登記道路が存在します。道路の拡幅工事や利用が先行したため、町への移転登記が後回しになった結果であることも考えられますが、このまま未登記道路として放置され続けることは、道路整備の公共事業等に協力していただいた方々のご厚意を無にするものであるとともに、将来、登記をする際には土地の相続人が数十名から数百名になり、所有権移転登記の承諾に相当な時間を要する上、トラブルの原因につながるものと考えます。

以下、未登記道路等に関連して2点質問します。

1、現時点で判明している未登記道路は、何件、何筆、何平米ありますか。

2、未登記道路以外にも役場、学校、公民館などの公共施設の土地の一部で個人名義のまま残っている土地は何件、何筆、何平米ありますか。

質問事項2、まちづくりについて。

今年は町制50周年を迎える年ですが、50年前に比べ、日本全体が人口減少・少子高齢化の急速な進展に加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、社会情勢が大きく変化していま

す。河合町においても、人口減少や財政問題など抱える課題は深刻で、取り巻く環境や住民ニーズも多様化、複雑化しています。

本年7月末で、河合町の商業の中心地からイオン西大和店が撤退しました。イオンという大型商業施設の撤退は、周辺住民の暮らしに大きな影響を与えるとともに、一方では、イオン跡地には地区計画が設定されていないため、ラブホテル、パチンコ店などの風俗施設が建てられるなど、まちづくりの課題も明らかになりました。

これからの河合町のまちづくりは、人口減少・高齢化社会を見据え、地域の特性に応じた持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。社会情勢の変化を踏まえ、10年先、20年先の河合町のまちづくりは、どういったところを目指し、どういったところに力を入れていこうと考えておられますか。

また、地区計画の設定はどうされますか。地区計画とは、地区の特性にふさわしいまちづくりを進めるため、地区レベルの視点に立って、宅地周りの生活環境を整備したり、保全したり、土地利用をきめ細かくコントロールする制度です。

以上で登壇しての質問を終え、あとの質問は自席にて行います。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） それでは、私のほうより、1番、未登記道路などについての①番、現時点で判明している未登記道路の内容につきましてお答えいたします。

まず、町域の現況道路に地番がされている筆が513筆であり、そのうち国・県及び町が管理いたします土地366筆を除外した147筆が未登記道路の筆数となっております。

件数といたしましては、71件であり、面積につきましては、計約1万2,436平米となっております。なお、面積につきましては、筆界の確定や分筆がなされていないものが多いため、固定資産土地台帳における登記面積の合計となっておりますので、その一部に未登記道路が含まれるとのご理解をお願いいたします。

私のほうよりは以上となります。

○管財課長（内野悦規） 議長。

○議長（梅野美智代） 内野管財課長。

○管財課長（内野悦規） 私のほうからは、議員ご質問のうち、公共施設の土地の一部で個人名義のまま残っている土地についてお答えさせていただきます。

町の公共施設におきまして、土地の一部で個人名義のまま残っている土地については6件、

7筆、面積2,301.29平米でございます。

私からは以上でございます。

○企画部次長（佐藤桂三） 議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤次長。

○企画部次長（佐藤桂三） 私からは、質問事項2、まちづくりについてお答えさせていただきます。

河合町の最上位ビジョンである河合愛A I構想では、昨今のような急激な社会経済情勢の変化でも柔軟に行政運営を進めていけるように目標年次を定めていません。その柔軟さが、例えばコロナワクチン予防接種においても、職員一丸となってきめ細かな対応ができ、町民の方々からお褒めの声をいただいているところでございます。今後も、人口減少・少子高齢化社会であるからこそ、一人一人が多様性を尊重し、他者への思いやりを持った行動がより一層求められていくと考えます。

そういう意味でも、河合町として次世代に受け継いでいくためには、地域コミュニティが果たす役割の重要性は、従来にも増して高まっていくと見込まれますので、5つの愛のある目標に基づいた取組を着実に進めていき、主体的に参画していただける地域の担い手づくりを中心とした地域力の向上を図っていきます。

私からは以上でございます。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） それでは、私のほうより引き続きまして、2番のまちづくりについての内容につきまして、お答えいたします。

今後におけるまちづくりの課題といたしましては、少子高齢化や人口減少、それに伴う空き家の増加、また大規模災害への備え、環境対策など多岐にわたっており、それらの社会情勢などに対応したまちづくりが不可欠であると考えております。

地域ごとの特性を生かしたまちづくりを推進するため、自然などの地域資源を生かしたまちづくり、交通の利便性を向上させるネットワークの形成や位置特性を生かした産業の誘導、また、商業の中心地におきましては、地域住民の継続的な利便性の確保などバランスを図りながらまちづくりを進めていく必要があると考えております。

今後も安心して住み続けられる住環境の保全や整備に関して、効率的な施策を実現してまいります。

なお、イオン跡地の地区計画につきましては、現時点におきまして土地の所有者などとの実施協議には至っておりません。

以上となります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

まず、未登記道路の問題は、ほとんどの自治体で多かれ少なかれあります。ただ、放っておくと、将来登記をする際に相続人が何十人にもなって作業が大変な上に、本来非課税となるべき土地に固定資産税がかかっている場合は大きな問題に発展するので、今回一般質問のテーマに取り上げました。

では、未登記となっている河合町道路、取りあえず未登記道路と表現します。未登記道路については、今年の1月頃にまちづくり推進課のほうに調査を依頼し、まちづくり推進課のほうでは大変な作業でご苦労をおかけしました。調査結果については、先ほど説明をいただきましたが、未登記道路は147筆あるということですが、そもそも未登記道路になっている原因はどんなことが考えられますか、お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 原因でございますが、まず考えられますのは、土地の所有者の方に道路用地として寄附いただきましたが、町が測量、登記などを実施していなかった、また、測量など実施したものの相続など何らかの理由により移転登記までに至らなかったなど、様々な事情が考えられると思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 様々な事情があるということなのですが、現在、未登記道路が147筆あることが判明しました。仮に所有権移転登記をしたら、いつ頃までに所有権移転登記を完了しようと考えておられますか、お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） まず、手続といたしましては、まずその土地の所有者の方々に道路となっている土地を寄附いただくということが前提にはなりますけれども、

未登記道路の解消に努めていくに当たりまして、測量、登記などに必要な費用につきましては、町が負担をした上で令和4年度より順次計画的に進めていき、できる限り早期に全ての箇所を解消を目指してまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 今のお話では、令和4年度から順次実施していくということですが、ある程度、5年以内には完了するとかの努力目標は設定しておくべきと考えます。

では、登記を進めていくに当たって、所有者が死亡されているケースがあります。どこまで調査をされているか分かりませんが、一番多いところで相続人は何人ぐらいおられますか、お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 申し訳ないです。時間の問題により現時点で、その相続人の方が何名おられるかという確認までは至っておりません。申し訳ございません。

想定とはなりますが、相続登記なされていない場合、相続の対象となられる方は多いところで、議員おっしゃられたように数十人から100名を超えるといったケースも想定されます。当然、事業におきまして必要となります相続人調査などを含めて対応してまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 移転登記を令和4年度から順次実施されるということですがけれども、まちづくり推進課がやらなければならない業務というのは、本来の業務以外に内水対策事業、都市計画マスタープランの策定と制定、空き家対策など多くの業務を抱えておられるので、これらの業務や事業以外に未登記道路の所有権移転登記までやるとなったら、全てが中途半端になりませんか。また、今の組織体制でできますか、お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） ありがとうございます。

組織として現状で対応する必要がありますが、議員おっしゃるように内水対策事業、そのほか地籍調査事業など実施すべき大きな事業が多くある中で、全てのことに確実に取り組む

というのは現状厳しいというところでは認識しております。したがって、これまで以上に計画性を持って事業を進めていく必要があるというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） では、町長に質問します。

全ての業務が中途半端に処理されてしまうことを一番私としては心配するので、町のほうで人員の配置や組織の構築を検討される考えはありますか、お答えください。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど次長が申しあげましたように、未登記道路の解消につきましては、町といたしましても早期に取り組んでまいりたい、そういう気持ちを持っております。今、議員おっしゃっているように、いろんな部分で組織を考えていくというか、そういう方向性もしっかり模索してまいりたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、その辺は町長、よろしくお願いします。

続いて、未登記道路の問題というのが、登記されていないところは登記する、普通はただそれだけのことなんです。しかし、今回のケースは土地の境界明示と税金の問題が絡んでくるので簡単には処理できません。

質問します。

まず、未登記道路には、土地の全部が道路になっている場合と土地の一部が道路になっている場合の2つのパターンがあります。土地の一部が道路になっている場合は分筆をする必要があります、その際には道路と個人の土地の境界明示が必要になってきます。そういったケースは何件ありますか、お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 未登記道路となっております全体147筆のうち、境界明示や分筆などを要する筆数は16筆、件数で7件となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、16筆あるということですが、土地の境界明示と分筆及び登記に要する費用はどれくらいかかりますか、お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 費用につきましては、土地の形状や広さによって異なっておりますが、測量登記、相続人登記などにかかる1筆当たりの調査費用でございますが、60万から70万程度と確認しております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、続いて、土地の全部または一部が道路になっている土地で、固定資産税が課税されている場所は何か所ありますか。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 課税している件数といたしましては、9件、17筆、延べ約1,296平米でございます。現状におきまして、地番図などを基に確認作業を行っておりますので、今後、法務局備え付けの公図調査などにより、さらなる詳細調査を実施してまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、固定資産税が課税されているところは17筆あるということですが、土地の全部または一部が公衆用道路に供している場合、本来、その部分の固定資産税は非課税扱いになり、誤って課税された固定資産税は課税しなければなりません。

質問します。

河合町は、課税誤りに対する固定資産税の還付は何年間分までを課税されますか。また、今現在、廃止となっている国民健康保険税の資産割に係る国保税の還付はどうされますか、お答えください。

○税務課長（松本武彦） 議長。

○議長（梅野美智代） 松本税務課長。

○税務課長（松本武彦） 私のほうからは、固定資産税の還付について回答させていただきます。

地方税法によりまして、課税賦課更正等させていただくことになるんですが、その地方税法によりまして5年というふうに規定がされておりますので、税務課といたしましては5年というふうに考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 国保税の還付も。

○住民福祉課長（古谷真孝） 議長。

○議長（梅野美智代） 古谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 私のほうからは、国民健康保険税の資産割についてお答えさせていただきます。

国民健康保険税の資産割につきましては、令和6年の国民健康保険の県単位化に向けて、既に平成31年で廃止になってございます。ただ、それ以前の対象分につきましては税と連動した還付を行うこととなります。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 一応還付5年ということですがけれども、何十年も前から誤って固定資産税が課税されていたとしても、地方税法では5年間分しか還付ができず、役場に対する住民の信用は失うこととなります。また一方で、法的拘束力のない要綱等に基づいて5年を超えて還付したとしたら、それは法的に問題があります。

ここで町長に質問します。

未登記道路の課税誤りについて、河合町として今後どのように対応されるのか、その考えをお答えください。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今ご指摘の内容につきまして、顧問弁護士とか、それからリーガルサポーターの先生も今1週間に1回、河合町に来ていただいておりますので、ちょっとそういう部分はいろいろ相談させていただきまして、答えを見つけていきたいと思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 私としては、人によって10年返したり、20年返したりすることがないように、全ての人が公平に返還されるように弁護士さんと協議した上で適切に処理していただく、それと再発防止に向けた指導の徹底も行ってください。

続きまして、では、道路以外の公共施設等の一部で未登記になっているところが6件あるということですが、それぞれの場所、具体的に説明してください、

○管財課長（内野悦規） 議長。

○議長（梅野美智代） 内野管財課長。

○管財課長（内野悦規） 公共施設において土地の一部で個人名義のまま残っている土地の施設についてですけれども、まず、消防施設としましては、佐味田屯所及び城古地域コミュニティ消防センターでございます。集会所としましては、市場集会所、学校施設としましては、河合第一小学校及び河合第一中学校でございます。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 今、答弁されたところの固定資産税はどうなっていますか、課税されていますか。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（梅野美智代） 川村安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 安心安全推進課管理の施設については、佐味田屯所、城古地域コミュニティ消防センターの2件です。2件とも非課税でございます。

○企画部次長（佐藤桂三） 議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤企画部次長。

○企画部次長（佐藤桂三） 政策調整課管理施設、市場集会所についても非課税でございます。以上です。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 教育総務課が管理している学校施設の土地につきましては、第一小学校、第一中学校、3件ございます。非課税でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 河合町では、行政財産の管理というのは、どの部署が担当されているんですか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 現在の事務分掌規則では、いわゆる行政財産につきましては、各担当課で管理運営することとなっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） こういった未登記の話というのを担当課に任せっきりになっているので、登記漏れが起こっていると考えます。

では、町長に質問します。

登記漏れを防止するためには、今後は1つの部署で管理するのが望ましいと考えます。例えば、現在、普通財産を管理されている管財課で行政財産を担当されてはどうなんでしょうか、お答えください。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、ご指摘いただいた点につきましては、こちらのほうでしっかり精査させていただいて検討していきたいと思っております。ご指摘のほう、ありがとうございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） では、道路以外の公共施設等については税金が課税されていないということなので、所有権移転登記、これは6か月以内で処理できると考えますが、6か月以内に処理されますか、お答えください。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（梅野美智代） 川村安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 屯所については、できる限り早急に対応していきたいと思っております。ただ、予算とかという部分もありますので、なかなかちょっと6か月というのは正直申しまして難しいのかなというところでございます。

また、中山議員の助言等いただいておりますので、今後におきましては、相談、協力して解消に努めていきたいと考えておりますので、その際はよろしく願いいたします。

○企画部次長（佐藤桂三） 議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤企画部次長。

○企画部次長（佐藤桂三） 集会所につきましても、まず、大字と協議した上、できるだけ早い対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 学校用地につきましても、同じように早急に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） できるだけ早くしないと、登記が1年延びるごとに相続人は増えていきますので、未登記道路と同様に、早急に登記処理を進めてください。道路及び道路以外の公共施設等の土地の一部で登記されずに放置され続けたことは、明らかに行政の職務怠慢としか言いようがありません。未登記を最小限に減らすには、再発防止への意識改革と地籍調査の実施が効果的と考えます。

では、続いて、まちづくりについて質問します。

今年、河合町町制50周年を迎えるということで、50年前は、当時、私は中学3年生でした。町になったことを記念して、第一中学校の運動場で全校生徒が人文字をつくって航空写真を撮ってもらった記憶があります。50年前は、西大和ニュータウンの開発も進んでいく中で、人口も右肩上がりが増えていき、その後イオンのあった場所には、最初にニチイが建って、大変にぎわっていました。また、法隆寺インターチェンジにはボウリング場ができるなど、河合町は近隣自治体の中では一番発展を続けていたことが思い出されます。しかし、50年たてば、大型商業施設は撤退するし、河合町は借金漬けの自治体になるし、こんなことは50年前は到底想像できませんでした。

では、本題に入ります。

先日、河合町からイオン西大和店の跡地にホームセンターとスーパーが出店を考えている

との報告をもらいました。日々食料品の購入等で困っておられた方々は、ひとまず安心されていると思います。河合町が将来にわたって、西大和ニュータウン内及びその周辺地域に住んでおられる方々の安定した暮らしを考えるなら、現在の商業地域内に地区計画を設定して、建物の用途制限を設けるなどの対策を講じておく必要があると考え、前回、地区計画の設定を提案しました。

しかし、先ほどの答弁では、地区計画の設定については、全く進んでいないという回答ですが、用途地域の変更や地区計画の設定以外の手法で風俗施設等の建築行為を制限するにはどんな手法がありますか、お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 地区計画以外で建築行為を制限する手法といたしましては、先ほど議員おっしゃられましたとおり、商業地域であります用途地域の変更をする以外には考えられないと思われまます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） イオンの跡地は用途地域の中では一番規制が緩く、ほとんどの建物が建てられる商業地域であり、地区計画が設定されていない現状では、ラブホテル、パチンコ店などの風俗施設も建てられます。将来において今回と同様のケースも想定されることから、地区計画は定めておくべきと考えます。

質問します。

地区計画設定の一連の流れと流れの中での課題等についてお答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） まず、一連の流れといたしましては、まず1つ目として、地域の現状をまず把握すること。2つ目として、地区の将来像に関して、行政と住民の皆様で目標を共有する。3つ目として、関係者で合意形成を図りながら地区計画の素案をまとめ、最後に4つ目といたしまして、素案に関して都市計画法上の手続として、都市計画審議会に諮り、意見を聞き、可決されましたら奈良県との本協議を得て、最終決定に至るという流れでございます。

あと、一連の課題でございます。課題としましては、まず、その地区の皆様や土地の所有

者などの関係者の相互の協議の中で、それぞれ利害の対立などにより合意形成が図れるかといったことが一番の課題であるかなとは考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） では、地区計画設定の一連の流れの中で、土地所有者との同意という要件は、聞いているとハードルは高いというふうなことなのですが、今回新たな商業施設が検討されていますが、将来的にはイオンと同様のケースも想定されることから、地区計画の設定については、まず周辺住民、土地所有者、行政の3者で協議を進めていかれてはどうか、お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 地区計画の制度は、地域の特性、実情に応じた施策を展開するため、地区を単位として、その地区に合ったまちづくりの計画的な誘導を目指すものであり、地区の皆様の意向を十分に反映する、いわゆる住民参加のまちづくりを目指す制度であります。

そのようなことから、議員ご指摘のとおり、地域の将来像に関して、まず地区の皆様と協議を図っていくことが必要であり、その中で、行政、また土地所有者を交えた協議で合意の形成を図っていくことが最も重要ではないかと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） では、地区計画を定めていない場合は、地域は望まない施設がきたときには何の対応もできず、手遅れになる場合もありますので、よく検討した上で判断してください。

では、質問します。

イオン撤退後のまちづくりについては、イオン周辺住民の意向を確認したり、一方では、町長の諮問機関である河合町都市計画審議会に諮問することや、また奈良県に相談することも一つの方法ですが、河合町はそういったことはされましたか、お答えください。

○企画部次長（佐藤桂三） 議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤次長。

○企画部次長（佐藤桂三） 周辺住民の意向を確認したかというところなんですけれども、ま

ず議員有志の皆様や大輪田、城内地区の有志による皆様がアンケートを実施してくださり、ほとんどの方が利便性を損なわない商業施設を希望されておられます。

町としまして、令和3年4月6日に全議員説明会において、議員皆様のご意見をいただき、あわせて、町民の方々から町長へのメッセージや電話などで、スーパーなどの商業施設を誘致してほしいという要望をお聞きしています。

11月末には、現所有者とイオン周辺自治会長様を訪問させてもらった際も、我々や全ての町民は町長の思いと同じで、ぜひとも商業施設を誘致してもらいたいと数名の自治会長さんが力強く要望してくださいました。

以上です。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） まちづくり推進課としまして、イオン撤退後の対応でございますけれども、本町の都市計画審議会への諮問、また、奈良県への相談といったことはいたしておりません。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 今、お話を聞いて私が思うのには、相手が民間なので行政が積極的に関与できないことは分かりますが、河合町の行動は、やるべきこと、やらなければならないことを先送りにしているだけのように感じます。河合町には、イオン撤退をきっかけに、これまでのまちづくりを最初から見直し、住民が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいただきたいと考えます。

では、続きまして、前回の一般質問でイオン撤退の影響として、今後、住宅地の地価の下落が予想されると指摘しましたが、その予想が的中しました。町の魅力というものが土地の地価、土地の価格、つまり地価に表れます。奈良県公表の令和3年度地価調査では、河合町の地価が大幅に下落していますが、大幅に下落したことはご存じですか、お答えください。

○企画部次長（佐藤桂三） 議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤企画部次長。

○企画部次長（佐藤桂三） 地価の下落については、令和3年1月1日時点の地価公示価格によると、奈良県内では奈良市、生駒市の一部を除いて下落傾向で、本町においてもその流れ

は受けていると考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 僕は地価調査と言うてる、地価公示は言っていない。あなたそれ、私の質問に全然適正に答えていないよ。地価調査。

○企画部次長（佐藤桂三） すみません。

○議長（梅野美智代） 佐藤企画部次長。

○企画部次長（佐藤桂三） 申し訳ないです。勘違いしました。すみません。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 前回の一般質問で、地価公示に基づく地価の下落状況を指摘したので少しは意識されたかなと期待したんですが、期待外れです。

では、地価調査について簡単に説明します。

地価調査とは、奈良県知事が毎年7月1日時点での基準値の正常な価格、いわゆる土地の価格を判定するもので、国が毎年1月1日時点での標準地の正常な価格を判定する地価公示とほぼ同様の役割を果たすものです。地価調査の結果では、令和3年度の河合町の住宅地の地価は、前年度より2.8%下落し、県平均の下落率1.2%を2倍以上、上回っています。

奈良県知事が地価調査を進めるに当たって、基準となる場所は決められています。それが基準値と言われるものです。令和3年度地価調査では、奈良県下39市町村の住宅地の基準値は212地点あって、河合町では星和台1丁目、広瀬台2丁目、河合、大和田の4つの地点が基準値になっています。この4つの基準値の中で、広瀬台2丁目は、前年度に比べ地価の下落率が3.5%で、奈良県下212地点の中では上から7番目に高い下落率となっています。1平米当たりの単価としては、令和2年度で8万800円であった土地の価格が、令和3年度では7万8,000円と1年間で2,800円下落しています。坪単価でいうと1坪当たり9,240円下落していることとなります。

また、星和台1丁目においても、前年度に比べ3.4%地価が下落し、1平米当たりでは9万3,400円から9万200円と3,200円下落しています。

以上が地価調査の大まかな調査結果です。このままイオン跡地にスーパー等の商業施設が来ない状況が続けば、生活の利便性の悪さから、来年度以降も大幅な地価の下落は続くもの

と考えます。

町長に質問します。

町長は、この大幅な地価の下落状況をどのように受け止め、どのような対策が求められると思われるか、お答えください。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今回の質問に対して答えさせていただきます。

この間行われました町制50周年でも述べましたけれども、河合町、どのようなまちづくりをするのかということで、私はいつも言っておりますけれども、人権の町というか誰もが安心して暮らせるそういう町ということで、人に優しく、人情あふれる、そういう温かい町にしたいなということを常々思っております、そういう目標というかこういう町の像をこちらのほうから情報発信しております。

そうしたら、どういうようにしていったらいいのかなということで、お示ししていることは、財政の健全化というのは本当にベースの部分であって、先日、財政健全化計画も議員の皆様にご説明させていただきました。それを基にしながら、ファシリティーマネジメントというか、町におきましては中央公民館、それから中央体育館、すごく老朽化しております、大きな地震が起きたときに利用者に対してやっぱり命の保証ができないということで、第三小学校の旧跡地に持っていくということで、今までも説明しております。

それから、あと、教育の町、河合町、教育の町にするということで、本年度、小学校だけなんですけれども、35人学級にしました。そういうことで、教育については本当にいろんな面で考えているということで、そういう政策を進めております。

それから、あと、子育て環境の整備ということで、認定こども園も今すごくいい状況で運営されておりますし、細かい点は今説明できないんですけれども、若年層につきましては、河合町内にかなり入ってきていただいていると、そういうところも出ております。

今言ったことをしっかり進めながら、それから財政もしっかり健全化のほうに向けて歩んでいくことで、河合町に対して未来というか、ちょっと光を町民の皆様方と共有できたらなということ強く思っております。

それから、イオン跡地につきましても、詳細は言えない部分はあるんですけれども、やっぱり水面下でいろんなことで動向を知るためにというか担当課のほうでも動いておりますし、先ほど説明がありましたように、新しい持ち主の不動産会社につきましては、時間を取

りまして、河合町としてどのようなお店というか、どういう町民の方が希望があるかということも詳細には伝えさせております。そういうことで、少しずつの改革、改善になるんですけども、そういう部分をしっかり、ちょっとご理解していただいたらなど。

それから、河合町内には、議員もご指摘いただいたように、多くのポテンシャルがございます。小さな町で近鉄3駅もございます。それから名阪自動車道もございます。それから、私学になりますが西大和学園、全国的にいろんな面を取組なり、それから子供たちの活躍ということで全国的にそういうことも出ております。

また、自然の中で生活するということで、馬見丘陵公園もここ年々、いろんな県と協力しながら進めております。そういうことで前進をしてまいりますので、ご理解していただけたらなどと思っております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 私が一番訴えたいのは、町民の財産、財産がそうこうされておるうちに資産価値がなくなっているんですわ。だから、地価の大幅な下落は全て町長の責任とまでは言いませんけれども、土地の価格が大幅に下がるということは、町のイメージとしては好ましくなく、河合町は魅力のない町として周囲から評価を受ける一つの要件になってしまいました。

では、町長に質問します。

魅力のない町として評価されると、どんなことが起こってくるのか考えられたことはありますか、お答えください。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 町民の方と何人かお話しさせてもらって、今議員指摘の部分では、そういうように感じているということもお聞きしております。だから、先ほど申し上げました、これからの改革、河合町をやっぱり変えていくということで、今そういう土地の下落に対しても歯止めをかけて、それから新しいまちづくりの中で前進してまいりたいと思っております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そこまでもてばいいんですけども、魅力がない町ということになると人口が減り続け、当然土地の価格は大幅に下落し、当然のように住民税や固定資産税の税収も減少します。さらに、企業が撤退することで法人税も減る上に生活の利便性が悪くなる。そして空き家が増えるといった悪循環になり、最終的には財政破綻につながります。

今回の土地の下落要因は、個人的にはイオン撤退による生活の利便性の問題や昨年度、奈良県から発令された重症警報が少なからず関係していると考えます。現に昨年度、重症警報に指摘された五條市でも、3つの基準値がワースト10位以内に入っています。

町長に質問します。

町長の役割は、住民の暮らしを守り、町を発展させるとともに、魅力あるまちづくりを進めることにあると考えますが、そういった魅力あるまちづくりはできていると思われていますか、お答えください。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員言われたことが起きないように、起きないということでこの間も全員協議会で説明させていただきました。私が町長になって、やはり厳しい面はちゃんと認識しております。それを乗り越えるということで庁舎内でも行財政特別委員会をつくりまして、いろんな意見を集約してまいりました。それから、昨年度から重要課題検討会議も併用してやっております。そういうもろもろの流れの中で、県に対しましても、いろんなことで要求をさせていただいて、今、合同の勉強会もしております。その結果、この間、河合町の財政をどうしていくのか。今までは本当に具体的な施策が示されず、大ざっぱなことはあったんですけども、検証もされませんでした。それをしっかり、これから進めていくということで決意をしております。その流れをしっかりと見ていただきたいなということと、それから、その計画が進む中で、今のところ、命に関わる事業は絶対、私はしていきたいと思っております。それは、先ほど言いました中央公民館、それから中央体育館、これの耐震も、一番最新の耐震ではちゃんと合格になっておりませんので、それをまずやりたいなど。

それから、市場というか、川合地区、広瀬神社の西側でも内水対策、ここ何年か大きな大雨、台風がございまして、何年かに一回、本当に広瀬神社を含めて川合、城古、長楽地区の方には非常にご迷惑をかけております。それにつきましても、今、県と覚書をしっかり結びさせていただきまして、とにかくいい方法でお金をあまり使わなくても町民の命を守る、そう

いう取組もしております。

また、知事が今、指名しておりますけれども、奈良県の平野部で一番開発が遅れておりました川西町とか三宅町、田原本町の一部、それから安堵町の辺りにつきましては、会社なり、それから工場を持ってきたいなど。その周辺の西大和ニュータウン、それから真美ヶ丘ニュータウン、その周辺には、高齢化、空き家もごございますので、それを働いている人の受け皿として県は考えていきたい、そういうことでも今いろんな話を詰めておりますので、これからスタートを本当にしていくということで、ポジティブな面をしっかりとご理解していただいたらと思います。マイナス部分だけ表面化していても、なかなか地域住民、河合町の町民の皆様方、それから職員の気持ちも変わりませんので、少しずつの前進、それをこれからしっかりと提示して、しっかりと頑張ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） いろいろ言うていただいて、ありがとうございます。

今まで私がいろんな自治体を見てきた私の感想として、河合町はまちづくりは得意ではなく、アイデアや経営感覚は足りませんし、土地利用に至っては全く話になりません。ちょっと工夫すれば河合町にはよくなる部分、魅力になるところがいっぱいあるのもったいないです。よく、町長も河合愛A I構想ということをおっしゃるけれども、河合町内の方は、河合愛A I構想に対してどのように思っているか分かりませんが、少なくとも河合町外の方は、それを魅力としては捉えていません。

では、質問します。

河合愛A I構想でどういった効果がありましたか。また、対外的にアピールできる部分というのはありますか、お答えください。

○企画部次長（佐藤桂三） 議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤企画部次長。

○企画部次長（佐藤桂三） 例えば、先ほど一番最初に答弁させていただきましたコロナワクチン予防接種は、基本計画では、住民の安心安全を守る体制強化、実施計画戦略事業としては感染症予防等対策に位置づけられており、医師会などの協力を得て、全職員が一丸となり対応した結果、近隣市町村と比較しましても上位の接種率であり、町民の方から職員の対応は日本一であるなど、職員にとってはうれしいお言葉もいただいております。

また、重点施策の一つである子育て・子育て環境の充実として、かがやきの森こども園では、立地条件の良さから児童数の基準値、令和2年度、開園時186名、令和7年度目標値定員199名に対し、令和3年12月1日現在で195人に達しています。

以上です。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） あまり細かい詳細の部分では、ちょっと今説明できないんですけども、とにかく河合愛A I 構想でやれるところからやるということで今3つ、先ほどの繰り返しになるんですけども、しっかりファシリティーマネジメント、公共施設の利活用、それから教育にとにかく力を入れるということで、ちょうど2年前には小学生を対象とした英語の授業、これから教科になるということで、そういうエデュケーションプログラムをさせていただきました。今年は2年間、コロナでできませんので、冬休み、中学校はちょうどオンラインでフィリピンのセブ島にオンライン留学をする、そういうこともちょっと今やっております。

先ほども、繰り返しになりますけれども、今35人学級、小学校で県内でしているところは山間部ではあるんですけども、平野部ではほとんどないと思っております。そういうことで、子供の教育にしっかり力を入れる。

それから、今、次長も申しあげましたけれども、認定こども園というか、かがやきの森こども園も本当に順調にいい感じで、若年層も増えております。そういうことで、しっかりメリハリをつけながら、情報発信をしっかりする。議員おっしゃるようにまだまだそういう部分が伝わってなくて、河合町はどっちに行くんかということで不安に思っておられる方も確かにいらっしゃると思います。そういう部分をとにかく少なくすることと、広報、いろんなことを通じまして、河合町のいい、そういう明るい情報も。今、新聞等でいろんなことが取り上げられておまして、今朝もNHKで、近畿の方ですかね、御墳印帖のことについても多分テレビで流れていると思います。

そういうことで、本当に少しずつの前進なんですけれども、頑張ってまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、先ほどからワクチン接種とかは全国的に高い評価を受けて

いる、35人学級とか、町長も言われているんですが、河合愛A I構想では、ファシリティー  
マネジメント、教育の町、子育て環境が3つの柱になっていますが、そうしたら、35人学級  
以外で、教育の町ということで何か対外的にアピールできる場所はありますか、お答えく  
ださい。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 教育の町といたしまして、小中連携の取組、英語教育、I C T  
の学びへの活用などを主に取組をしております。先ほど町長のほうからもお答えいただきま  
したが、政府の決定に先駆けて、町独自の政策として35人学級に移行したり、また、すな丸  
未来塾、プログラミング教育、県内市町村に先駆けて小中学校全教室にG I G A端末に対応  
した電子黒板の設置などにも取り組んでおります。

10月から導入をさせていただいております電子黒板につきましては、学校のほうからも高  
評価をいただいております。65型の大型画面で自席から前に移動することなく画面を見るこ  
とができますし、また、モニターの画面に直接先生が書き込むこともできます。

また、デジタル教科書を活用すると教科書に直接書き込むことが可能となり、児童生徒が  
分かりやすく授業を受けることができ、先生方も効率がよく授業を進めることができている  
ということでございます。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

地価が大幅に下落するのは、はっきり言って河合町に魅力がないから下落するのであって、  
行政の役割はいかにして町の魅力を上げていくかにあると考えます。

河合町愛A I構想では、全国的に高い評価を受けているワクチン接種、今ご説明のあった  
G I G Aスクール構想に伴う電子黒板というのは町内外にアピールできるということであれ  
ば、積極的にアピールして町の魅力を高めてください。

ただ、私としては、河合町では若者の人口減少、小学校など公共施設の廃止、統廃合、大  
型商業施設の撤退、住宅地の地価の大幅な下落といった衰退の現象が始まっているように感  
じます。次に、医療機関の撤退、続いて公共交通機関の縮小、撤退といったことが想定され  
ますが、仮にそういったことになれば、もう手の打ちようがありません。

質問します。

こういった現象が起こってくる要因は何が関係していると思われますか、お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 衰退する原因といたしましては、社会情勢の変化において、現代の自動車依存型の生活のスタイルによって、商業施設などが郊外へ移転すること、また、高齢化、人口減少などにより市場の規模縮小が進んだことが撤退などに至った要因であると考えます。

ただ、行政といたしましても、まちづくりの施策となる町の安全性、また、交通や生活の利便性など、良好である住環境などに関しまして、対外的なアピール、セールスといったそういう件が不足していたのではないかとこのところ、そこは大いに反省するところかなというところでは考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 河合町は交通の利便性がよい、町の安全性が高い、子育て環境も充実している、そして今年の7月末までは生活の利便性もよかったのに、こういった現象が起こるのは、私個人としてはやはり、起こるのは住民ニーズの多様化が変化があるにしても、私としては、やっぱり町の魅力の伝え方とかセールスが下手かなと思います。そのため、河合町の町外の人というのは河合町に魅力を感じておられませんし、一方で、河合町内の人からは、よく最近聞くのが、ほかの自治体に魅力を感じておられて引っ越ししたいという声は最近よく聞くようになりました。

私は、河合町に今一番欠けているものは、河合町をこんな町にしたいという将来ビジョンが見えないことにあると考えます。町長はなぜ都市計画マスタープランを制定して、10年先、20年先の河合町のビジョンを示そうとされないんですか。

質問します。

令和2年12月の一般質問の中で、なぜ都市計画マスタープランを制定しないのかという質問を行ってから既に1年がたちます。なぜ河合町は制定を進めていこうとされないのか、当時の担当部長はどのように答弁されたのか、お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 申し訳ございません。

令和2年12月における回答としましては、マスタープランの改定に1,288万円の費用を要しましたが、町長選挙があったため作業を一旦中断し、現在は河合愛A I構想との整合を取りながら、できるだけ早く改定作業を終え、公表したいと考えているとの答弁をいたしております。

なお、改定版のマスタープランにつきましては、今年度策定を目指し、現在進めているところであり、令和4年度に入ってすぐに皆様にはお示ししたいというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 都市計画マスタープランは令和4年の制定を目指しているという答弁が本日もらえるとは思っていませんでした。

では、都市計画マスタープランが令和4年に制定されるという前提で2点質問します。

1点目、都市計画マスタープランの目的、役割、法的根拠について。新しい都市計画マスタープランは、何に重点を置いたプランになっていますか、お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） まず、マスタープランの目的でございます。

社会経済情勢などの変化により、まちづくりに対する住民皆さんのニーズも多様化しており、そうしたニーズに適切に対応するため、都市計画というまちづくりのルールを定め、暮らしやすい秩序のある町を目指すため、方針を明らかにするということが目的とされております。

次に、役割でございますが、3つのことが考えられます。まず、1点目として、用途地域、地区計画、都市計画事業等を先導する将来ビジョンである。2点目として、河合町の独自性や創意工夫を図ることが可能な計画である。3点目として、住民参加や住民意向などを発展的に取り入れ得る計画である。以上の3つが役割となっております。

次に、法的根拠でございますが、都市計画法第18条の2、市町村の都市計画に関する基本的な方針に基づき、市町村において策定が義務づけられているものでございます。

最後に、何に重点を置いているのかというご質問でございましたが、マスタープランについては、近年における最も大きな社会情勢の変化の一つであります新型コロナウイルス感染症、私たちの生活に変革をもたらしております。この先の動向というところは不明ではあり

ますが、暫定的であっても、その対応に関する事、また安全なまちづくりの観点から、今こちらが計画しております内水対策事業などの総合治水対策の強化を図ることなどに加えて、地域の特性に特化した人口増加につながる魅力あるまちづくりの施策についてお示ししていきたいと考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

まず、1点目の役割について、私が一番注目している部分が、用途地域、地区計画、都市計画事業等を先導する将来ビジョンというところで、この文言どおりのことをやっていれば、将来的にイオン跡地に風俗施設等が建築される心配はありません。

2点目については、これからのまちづくりは、人口減少、高齢化社会を見据えて、地域の特性や社会情勢の変化に対応した住民が安心して暮らせる住環境の構築が求められるので、そういった点に重点を置くべきと考えます。

では、制定に至るまでの過程について3点質問します。

都市計画マスタープランの制定に当たって、住民の意見はどのように反映されますか。

2点目、都市計画審議会の答申はどうなっていますか。

3点目、制定に当たって、議会の承認は必要と考えますが、どうされますか、お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） まず、1点目の住民の方の意見を反映するという事でございますが、都市計画マスタープランの作成におきましては、素案の作成以後に実施するパブリックコメントのみと考えております。

2点目の都市計画審議会への答申ということでございましたが、それにつきましては、当然必要となりますので、素案がまとまった時点で審議会に諮ってまいりたいと考えております。

最後、3点目でございますが、制定に当たって議会の承認ということではありますが、現時点で都市計画マスタープランの作成に関しましては、議会にお諮りすることは考えておりません。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、1点目の住民意見の反映について、パブリックコメントで対応するということですが、地方分権以降、まちづくりへの住民参加は、これはもう基本です。都市計画法18条の2第2項に、市町村は基本方針を定めようとするときは、あらかじめ公聴会の開催など、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする規定されているのに、法律を無視したやり方はおかしくないですか、お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） できる限り、法律の趣旨に沿うような対応が望まれますが、その方針の決定にはちょっとお時間をいただきたいと考えますので、ご理解のほうよろしくをお願いします。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） では、できる限り法律の趣旨に沿うように進めてください。

続いて、2点目の都市計画審議会の答申は、これはもう当然に必要と考えます。

3点目の議会の承認に関して、これは都市計画法では、都市計画マスタープランの議会承認は予定していません。一般的に必要なものは議会に上程しないのが行政のやり方です。しかし、都市計画マスタープランは、これからの河合町のまちづくりに関わる重要な方針なので、議会の承認は取っていただきたいと考えます。

では、質問します。

来年度に都市計画マスタープランが制定されるとして、清原町長就任後、今まで河合町は何に基づいてまちづくりを進めてこられましたか、お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 現在におきましては、平成21年度に策定しました都市計画マスタープランの基本方針は継承しつつ、新たな課題への対応や上位計画となります河合愛A I構想が示す将来像を見据え、対応しているといったところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 平成21年に制定された都市計画マスタープランでは、次の見直し時期はおおむね10年後の平成30年と記載されています。既に見直し時期を超えた10年以上も前の河合町都市計画マスタープランが今の社会情勢や地域の実情に対応できていたと考えるおられますか、お答えください。

○議長（梅野美智代） 残り時間5分です。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 社会情勢や平成21年度のマスタープランにはなかった総合治水関連など、今求められております地域の実情など大きく様変わりしているのが事実でございます。その対応には限界がありますが、できる限り、河合愛A I構想の方針に沿うように現在対応しているところでございます。

いずれにしましても、一日も早くマスタープランの改定を行い、その方針に基づく実情に合ったまちづくりを進めてまいりたいと考えます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 今、河合愛A I構想と言われますが、補う部分というか足らず分、でも、河合愛A I構想は、確かに河合町の最上位の基本構想と位置づけされていますが、河合愛A I構想には基本計画である都市計画マスタープランがありません。そのため、10年先、20年先の河合町をこんな町にしていこうとする中長期的なビジョンがありません。

また、河合愛A I構想は、議会の議決を得ていない構想であるため、町長が変われば、河合愛A I構想はなくなる可能性があると考えます。

日本全体では、人口減少や高齢化、空き家の増加などが急速に進んでおり、河合町も同様です。これからのまちづくりは、人口減少、高齢化社会を見据えて、住民が安心して暮らせるまちづくりや魅力あるまちづくりが求められます。

町長に質問します。

町長の任期も1年半を切りましたが、町長にはこれ以上河合町の地価が下がらないように、自ら先頭に立って、地域には何が必要なのか、何をしなければならないのかをよく考えて、魅力あるまちづくりに取り組んでいただけますか、お答えください。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今日ずっと議員からいろんなことで質問していただきまして、順次答えているんですけども、今、考えていることをとにかくしっかり実行することで、今おっしゃったような魅力、行政というか形成に必ずつながっていくと私は確認しておりますので、そういうことでこれからもしっかり政策を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございました。

では、来年、地価公示、地価調査で河合町の地価がどのようによくなるのか期待しております。

以上で質問を終わります。

○議長（梅野美智代） これにて中山義英議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 大 西 孝 幸

○議長（梅野美智代） 4番目に、大西孝幸議員、登壇の上質問願います。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 大西議員。

（9番 大西孝幸 登壇）

○9番（大西孝幸） 議席番号9番、大西孝幸が通告書に基づき質問いたします。

2問質問します。

1問目、奈良県及び河合町、広陵町との包括協定について。

大和川流域における総合治水の推進に関する条例に基づき、令和3年11月2日に奈良県及び河合町、広陵町との3者において、不毛田川流域における総合治水の推進に関する包括協定が締結されました。説明では、不毛田川が受け持つ全ての流域が一体となって総合治水施策を推進するため、相互の連携、協力体制を構築することが目的であり、不毛田川の上流域となる広陵町、下流域となる河合町及び不毛田川の管理者であり財政支援などを行う奈良県との3者において、協定を締結したとの説明です。現在、検討もしくは計画中の不毛田川内

水対策事業との関係について回答してください。

続いて、2問目、マイナンバーカードの国民健康保険証について。

平成28年1月1日から個人ナンバー制度が始まり、国において付加機能が追加されつつ、マイナンバーカードの推進が図られています。その付加機能の一つに登録すれば、保険証として使用できるとのことです。ただ、現時点で保険証として利用できるのは、全国の医療機関及び薬局の5.8%に過ぎない状況です。このことを踏まえ、マイナンバーカードの国民健康保険証の取得、喪失等について回答をお願いします。

再質問は自席にて行いたいと思います。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） それでは、私のほうより、1番目、奈良県及び河合町、広陵町との包括協定についての内容につきましてお答えいたします。

11月2日に締結いたしました不毛田川流域における総合治水の推進に関する包括協定につきましては、不毛田川流域の貯水機能の向上に関して、流域となる本町及び広陵町が連携し、一体的に取り組むことを目的とされております。

具体的な対策といたしましては、学校などのグラウンドやため池整備により、雨水を一時的に貯留することで不毛田川の急激な増水を抑え、洪水被害の軽減を図るものでございます。

一方、現在本町が計画している不毛田川流域の内水対策事業につきましては、浸水被害箇所対策を目的としているため、さきの洪水調整とは目的が異なりますが、不毛田川の総合治水に関する施策を推進する観点においては、いずれの事業も本協定に基づく事業と位置づけられております。

本協定の主たる目的となるグラウンド貯留などの対策につきましては、これまでの本町の実績において、目標基準は満たしていることなどから、不毛田川流域の内水対策事業を優先的に進めてまいりたいと考えております。

なお、内水対策事業については、包括協定に基づく財政支援を活用するのではなく、町にとってより効果的な別の補助メニューの活用を計画しております。

いずれにしましても、本町は今回の協定締結の趣旨を踏まえ、奈良県に対しましても河川改修の計画や河道掘削の実施を求めるなど、あらゆる面から有効な対策を推進してまいりたいと考えております。

私よりは以上となります。

○住民福祉課長（古谷真孝） 議長。

○議長（梅野美智代） 古谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 私のほうからは、2番目の項目、マイナンバーカードの国民健康保険証についてお答えさせていただきます。

令和3年10月20日より、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。オンライン資格確認システムが導入されている医療機関、薬局では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できますが、このオンライン資格確認システムが導入されている医療機関などの数がまだまだ低いのが現状でございます。これらオンライン資格確認システム未導入の医療機関では、引き続き、健康保険証の提示が必要となります。

また、保険者が変更となった場合の国民健康保険の資格取得、資格喪失の手続きは、従来どおり、国民健康保険の窓口へ異動届を提出する流れとなります。

これら提出された情報をシステムに入力することで、病院などがいち早くオンラインで資格の変更情報を確認できるような流れとなります。

以上です。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 最初の質問なんですけれども、回答では、事業主体が違うという回答だと思います。ただ、関連ありますので、その事業間で、要は財源の確保、国・県において模索していただいて、河合町にとって財源の支出が少なく済むような形で進めていってほしいなというように思っていますので、その辺はよろしくお願いします。この件については、もうこれで終結します。

続いて、マイナンバーカードの保険証の件なんですけれども、回答の中で、オンライン資格システムについてちょっと質問させていただきます。

被保険者はマイナポータルサイトで個人ナンバーカードの保険証として使用する情報だけを登録すれば、医療機関や薬局がオンラインで資格確認システムで確認できるということで、そういう認識でいいんですかね。要は、例えば保険者の登録とか、有効期間とかその辺は入力しなくて、要は保険証としてマイナンバーカードを使うという情報だけを登録するという認識でいいんでしょうか、お答え願えますか。

○住民福祉課長（古谷真孝） 議長。

○議長（梅野美智代） 古谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） お見込みのとおりでございます。

マイナポータルにて手続を行うことで、システム導入の医療機関では資格確認が可能となります。また、カードの中にはプライバシー性の高い情報は含まれないという仕組みになっておりますので、カードに何らかの情報の登録が必要ということはありません。

以上です。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 分かりました。

続きまして、資格過誤について質問させていただきます。

資格過誤で発生する過誤給付は、保険者間で恐らく支払基金と相殺できると思うんですけども、要はこの辺で、被保険者の負担、届出の負担、その辺は減少しますか、お答え願えますか。

○住民福祉課長（古谷真孝） 議長。

○議長（梅野美智代） 古谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 資格の誤り、すなわち過誤に関する資格喪失や次の資格に関する問合せ、結果として返戻となったレセプトの減少などが見込まれますので、行政側、医療側、双方に負担軽減となると思っております。

以上です。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 大西議員。

○9番（大西孝幸） それでは、現時点で使用できる医療機関や薬局は、全国で6%未満という状況です。保険者登録すれば、5,000ポイントが付与されるということも言われています。これから登録される方が増えることが予想されますので、住民の方の目線に立って分かりやすい説明をしていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（梅野美智代） これにて大西孝幸議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。再開は14時40分からいたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長（梅野美智代） 再開します。

---

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（梅野美智代） 5番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

（10番 馬場千恵子 登壇）

○10番（馬場千恵子） それでは、質問させていただきます。

議席番号10番、馬場千恵子、通告書に基づいて質問をしたいと思います。

2点質問いたします。1点目は、ごみ収集とごみの減量化について、2点目は安心安全の学校給食について行います。

まず、1番目です。

河合町では、ごみ収集はステーション方式で行われています。高齢化が進む中で、ごみの収集場所まで持っていくのが困難な状況になっています。特に、収集場所までの距離がある地域では、一輪車や自転車、車などでごみ出しをされています。また、カラスによる被害も深刻です。

戸別収集に移行すると、ごみ出しの負担が軽減されるとともにカラスの被害にも対応出来ます。また、ごみ当番の軽減にもなります。大字によっては、世帯数に対するごみステーションの数にも大きな違いがあり、負担の差にもなっています。

また、年を重ね独り暮らしになればごみ出しや買物、移動などが困難となり転居される方もあります。日々の生活が快適に過ごせる環境を整えるのが自治体の責務でもありますが、いかがお考えでしょうか。

ごみ収集について、幾つかの提案をしたいと思います。

1つ目、燃やすごみ、燃やさないごみ、燃やさないごみについては袋に入る量、これは週1回、戸別収集で。2番目は、缶・瓶・ペットボトルは週2回と書いていますが月2回、戸別収集で。3番目は、大型ごみ、今までのステーションで月1回収集。4番目は、収集車が入りにくい地域、軽トラックで収集するなど軽減を図る。

安心して快適に暮らすため住民の負担を軽減させる施策を講じることは、自治体としての責務と思います。いかがお考えでしょうか。

2番目、1の2です。また、ごみの減量化についてです。

ごみの減量化は、重要な課題です。資源として再利用できるものは分別を強化する、生ごみはしっかり水分を切る、食品トレーや牛乳パックなど収集しているところに持っていき、また自治会の回収、新聞、段ボール、アルミ缶などに協力するなどごみの減量化を進める。これらは一人一人の努力で十分できることでもあり、かなり有効だと思います。

また、生ごみの堆肥化、落ち葉での腐葉土づくりなど、本来ごみとして捨ててしまうものを活用して町内の緑化に役立てる取組を進めてはいかがでしょうか。ごみの減量化にもなり、町内の緑化にも使う堆肥も賄える取組だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2番目の、安心安全の学校給食についてです。

学校給食のパンに使用する小麦粉から農薬グリホサートが検出されたことは、以前から問題となっています。以前にも質問いたしました。グリホサートの危険性については以前も述べていますが、改善されていないようです。

和歌山県の海南市では、地元小麦で安全な給食パンを子供たちにと小麦づくりに取り組んでいます。輸入小麦には、米国の市民も食べないような農薬が使われているという報告もあります。子供たちに農薬入りの給食の提供を続けていることについて、どのようにお考えですか。

安全な給食のパンを子供たちに提供するために、河合町産の小麦作りを進めることが必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

再質問は自席にて行いたいと思います。よろしく申し上げます。

○環境整備課長（松村豊範） 議長。

○議長（梅野美智代） 松村環境整備課長。

○環境整備課長（松村豊範） それでは、私のほうからごみの収集とごみの減量化についてご答弁のほうをさせていただきます。

まず、1番目のごみの収集についてと、ごみの収集につきましては、現在、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみでそれぞれステーション収集方式により住民の皆様のご理解、ご協力をいただいて実施しております。

なお、ごみ収集場所への持ち出しが困難な高齢者、介助を必要とする方などの世帯につきましては、一定の条件を必要としますが、まごころ収集を実施しておりますので、申請部局

であります福祉政策課と連携してまいりたいと思います。

ごみ収集の提案につきましては、各種収集回数や収集方法などを参考にさせていただきますが、このごみの収集業務の回収体制、特に人材、車両等を増やさなければならなくなり、収集に関わる経費がかなりの増額となるなどの観点から、現時点におきましては困難であると考えられます。

ごみ収集場所の増減変更につきましては、各地域の総代・自治会長からの要望により随時協議を行い、検討しておりますので、ご理解をお願いします。

今後のごみ収集につきましては、引き続き住民の皆様のご理解、ご協力をいただき、ステーション収集方式で実施してまいりたいと考えております。

続きまして、2番目の質問でございます。ごみの減量化について。

生ごみの堆肥化などにつきましては、ごみの減量化を促進するとともに住民皆様のごみに対する意識の向上を図るための一つの方策であると捉えております。

今後、ごみ減量化を進めるに当たりまして、生ごみの堆肥化など効果的なものかどうか、実施自治体の実例等を調査し、研究してまいりたいと考えているところです。

私からは以上です。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうからは、安心安全の学校給食について答弁をさせていただきます。

小麦粉につきましては、児童生徒に対して安全で安価な学校給食用物資を県内同一価格で安定供給するため、学校給食会から購入をしております。国産小麦粉100%の学校給食用のパンを安全で安価、おいしいパンを子供たちに安定した提供をできるように求めています。

現時点で、奈良県産の小麦粉、薄力粉を10%使用していると聞いております。奈良県産小麦品種のフクハルカは薄力粉であるため、10%の使用が限界でございます。

国産小麦粉であり、強力粉を使用できるようにJAと協議中で、国産50%を目標に働きかけていると聞いております。

今後も、国産100%に向けて奈良県学校給食会に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○地域活性課長（吉川浩行） はい。

○議長（梅野美智代） 吉川地域活性課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 私のほうからも、安心安全の学校給食についてということで、河合町産の小麦作りを進めることはということにお答えさせていただきます。

小麦栽培は、11月に種まきをして6月初旬に収穫する作物であり、稲作を主とする町内農家の農繁期と重複するため、普及に至っていないのが現状でございます。

また、小麦栽培に従事されない理由として、お米より収穫量が少なく収益率も低いのも要因の一つとなっています。

今後、小麦の地産地消を促進するには、栽培の仕組みをまず構築していく必要があると考えられますので、農業委員会などの関係機関に協力を求めながら、国の補助事業などの活用も視野に入れまして検討してまいりたいと思います。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、ごみの収集についてまず質問したいと思います。

ごみの収集については、河合町に安心して暮らしていく、ここで、河合町で暮らし続けたいという問題についても深刻な問題です。毎週、ごみの日にはカラスとの戦いというか対応がすごく大変な状況になっています。

そうしたことで、そういったことと、あと高齢化になるにつれてステーションまで持っていくのが困難になる、またごみの当番も大変だというのが住民の皆さんの大きな声というか多くの声でした。

共産党といたしましても、暮らしのアンケートの中でこのごみについて多くの声をお聞きしました。そういった意味で、今度のごみ収集についての質問をさせていただきます。

河合町に住み続けたい、そのためにはどうしたらいいのかということについて、4点ほど提案させてもらっています。

戸別収集が大変費用もかかるということですがけれども、今の契約状況だったら余分な費用というふうになるかと思えますけれども、燃やすごみ、燃やさないごみは週に1回、回数が減る、その代わりに戸別収集にしてほしいという話です。それと、缶・瓶・ペットボトルは今までどおり月2回ですがけれども、袋に入る範囲で家の前に置く。それと、大型ごみですがけれども、今まで月に2回大型ごみのステーションのところに持って行っていましたがけれども、それは月1回収集する。

あと、ごみ収集車が入りにくい地域ということで、本当にご苦労されていると思います。

いつも目にするんですけれども、自転車の前に乗せたりとか一輪車で持ってきたりとかというような努力をされています。

実際にその地域を見てみますと、軽トラックが入るような地域なんです。十分軽トラック、軽自動車に入れるような道路事情でもあるので、河合町としても努力、町の努力で住民の立場に立った改善で収集場所を増やすというのが十分できるかと思います。それについてはどうお考えでしょうか。

それと、その地域によっては、通告書にも書いていますけれども、かなり多くの収集場所がある地域と、本当に村の入り口と出口、真ん中辺りに1か所かというような地域とすごく差がありますので、住民サービスにも差があるかと思います。

このような形で、同じ河合町に住んでいる住民に差があるということについてはどうふうにお考えでしょうか。

それと併せて、河合町で、大型ごみなんですけれども、河合町、断捨離とかということでも大型ごみが多く出されていくと、出されつつあるということもこの頃よくあるんですけれども、この大型ごみについて、今後の方針についてお聞きしたいと思います。

ごみ出しについては、かなり住民の方、個々に努力されています。住民の方の高齢化も含めましてそうなんですけれども、安心してずっとこのまちに住んでいきたいということで、こういったことについて軽減していくということについて、町としてももっと真剣に考えていただいて、軽減するにはどうしたらいいのかということも含めて検討していただきたいと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

それと、収集場所についてですけれども、自治会からの要望でという、窓口が何か一本化というか1つの窓口になっているような気がするんですけれども、窓口をその1つだけにしないで、もっと広く住民の声を聞くようにして改善していかなければならないのではないのでしょうか。まず、それだけお願いします。

○環境部長（石田英毅） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） 私のほうからお答えさせていただきます。ありがとうございます。

まず、そのご提案の戸別収集絡みのお話でございます。こちらに関しましては、先ほど課長が答弁させていただきましたとおり、経費等と人材の確保、そちらのほうの関係で収集に係る経費、増額がかなり見込まれるといった状況でございます。現時点におきましては困難であるといったお答えでございます。

それと、大型ごみ、こちらですけれども、こちら月1回収集といった形、今までのステーション方式ということで、ただいま先ほどご提案いただいています回数の問題、そちらで現委託よりも安くなるんじゃないか、その辺、均衡取れるんじゃないかというお話でございますが、やはりその辺の人材の確保というのは必ずそれに追随するものでございまして、軽トラック等々、そちらの購入費用というのが発生いたしますので、先ほどのご答弁とさせていただく次第でございます。

次に、大字によってステーションの数にも違いがありといったお話でございます。こちらに関しましては、当初設定からいろいろそのタイミング、タイミングを見まして総代・自治会長会の会長さんにいろいろと増減等々のご相談をいただいております。我々も、地域的な面を考慮いたしまして、極力その辺はそごうような形で対応させていただいているところでございますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

それと、大型ごみ、断捨離の関係で大型ごみが増えていると。その今後の方向性といったお話だと思います。

大型ごみに関しましては、現在、無料収集という形になっておりますが、やはりこのごみ減量化の対策といたしましては、やはり大型ごみの有料化というのも視野に入れながら検討を図っていくべきではないかといったふうに考えておるところでございます。

ごみの減量化進めるに当たりましては、やはり今後におきます、今現在いろいろと検討のほうをさせていただいている、要は分別の細分化、そちらのほうでごみの減量化というのを図ってまいりたいと。もちろん、広報等々でごみ減量大作戦と銘打ちまして、ちょっとシリーズ化したいなというふうに考えておりますが、周知のほうもさせていただきたい。

先ほど議員がおっしゃられますように、生ごみはしっかり水を切るであるとか、そういった形でかなりの量に変化してまいります。そちらのほうの周知に努力してまいりたいと考えておるところでございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） よろしいですか。

戸別収集についてですけれども、いろんな弊害が、ステーションの収集ではいろいろ弊害があって、改善策ということで提案させてもらっているんですけれども、戸別収集にすると、私が提案させてもらっているのは週2回、燃やすごみとか収集していますけれども、それを1回にという提案なんです。それと、それは世帯数というか家族の、家族も少なくなってきた

てごみの出す量も減ってきています。そういうことも見越して、週1回でも十分ではないか、近隣の方とか知り合いの方にも聞いて、週1回で行けるのではないかということもお聞きしています。

それと、戸別収集といいましても、実際にはごみを出さないでおられる週、家族もありますので、1週間に1回も出さないというところもありますので、実際にはそんなに負担にはなっていないというふうに想定しています。缶・瓶・ペットボトルもそうですけれども、そういうことで、今度の財政の健全化の中にも契約の見直しというのもありましたけれども、そういった条件が変わりますので、そういうことも含めて契約の見直しをしていただいて、住民の負担が軽減されるような、そのようなごみ収集のタイプといいますか形にしてもらえたらと思うんですけれども、そういった契約、収集のタイプ、形も変えながら契約も見直ししていくというふうにしてもらえる、もらえますでしょうか。

それと、大型ごみの、大型ごみというか、ですけれども、今後の見通しということで、確かに有料化も見据えてということですが、断捨離とかされる方は、この河合町で暮らしていきたいという方が断捨離をされるというのが、転居という形の方以外はそういうことなので、そういう人のご家庭に対して負担を強いることのないようにしていただけたらというふうに思います。

それと、例えばごみの減量化についてですけれども、ごみの減量化をすることによって、行く行くは広域化になっていく中でそれに係る費用も軽減されるというふうにもつながりますし、例えば生ごみは堆肥化する、生ごみは宝であるというふうに言われる方もいますし、落ち葉が、いつも秋になったら袋に幾つもの落ち葉が集められるわけですが、それで腐葉土を作る、そういうことによって、これは私はプロジェクトをつくって進めてはどうかというふうに思っているんですけれども、その腐葉土で緑化に役立てる、それぞれのところで緑化を担当している方なんかは堆肥を買ったり購入したりしているんです。その費用が、どちらがどうなるかあれなんですけれども、その費用も少なくなっていくし、そういった町民の方の働きがあつてまちの緑化が進んでいくというような形で、活力があるというかまちづくりに貢献した形での堆肥作り、腐葉土作りにつながっていくのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（梅野美智代） 石田環境部長。

○環境部長（石田英毅） ご質問をいただいております。

まず、そのごみ出しの頻度、こちらのご提案のお話で、当然ながらそれが今までより半分になるぞとか、そういったお話だというふうに把握をしております。

その契約方法といいますのが、今現在の収集体制に基づくものでございますので、当然こちらの缶・瓶・ペットボトル、可燃ごみ、不燃ごみと、そういった形で、先ほど申し上げましたとおりごみ分別細分化を図ることによりまして今までのような回収頻度、こちらのサイクル、ローテーションが若干変わってくると。そういった中で、今までのような回数というのを再度考慮すべき、つまりごみカレンダーも再考しなければならないという、今そういう段階で見ておる状況でございます。

大型ごみ、こちら断捨離ということで、有料化するに当たってはいろいろその辺の配慮といったお話、当然のことでございます。こちら、やはり大型ごみといいましても大きさかなり様々でございますので、統一的な単価ではなくて、やはり大きさで分けるとかいろんな手法があるかなと、それを今、研究、検討しているところでございます。

当然ながら、ごみの減量化、こちらが今後の広域的なお話、ごみ、可燃ごみの広域化、こちらにも追随するものでございます。皆様のご協力を賜る形で実行してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、落ち葉での腐葉土作りといったお話で、緑化に役立ててはどうかと、そういったお話でございます。

まず、その落ち葉での腐葉土作り、生ごみの堆肥化と、そういった形の堆肥化という特化されたもの、こちらのスポットを当てまして、さきの特別委員会のほうでもいろいろな自治体の先進例、ご紹介もいただいておりますので、今現在、こちらの実例等を調査し、研究しておるところでございます。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ごみの減量についての研究を進めていただいているということですが、これは何かプロジェクトのようなものをつくって進めていく予定なのかどうか、どうでしょうか。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（梅野美智代） 石田環境部長。

○環境部長（石田英毅） プロジェクトではございません。今年、本年4月から環境部という

形でセクションが独立いたしましたので、こちらのごみということに特化いたしまして、我々の部内でいろいろと検討、研究させていただきたいと考えておるところでございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） このことについては、今後の広域化も含めて減量化に向かって進めてもらいたいと思いますし、ごみの量が減ることによって焼却炉の負担も少なくなっていくということですので、前向きに徹底した形で進めてもらいたいと思います。

それと、ごみの細分化ですけれども、牛乳パックとかいろいろ収集できるところもありますけれども、その出される方によっては意識も違うし、まちまちなんですけれども、本当に細分化していくとごみは少なくなる、びっくりするくらい少なくなるんですけれども、そういったことについて具体的に環境としても皆さんに提示してもらって、こうすれば減量できますよというのを示してもらえたらというふうに思います。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（梅野美智代） 石田環境部長。

○環境部長（石田英毅） 承知いたしました。細分化に当たりましては、細分化方針徹底いたします。その段階で新たなパンフレット等を作成いたしまして、細分化に際しますタイミングで地元説明会等々でどういった形の細分化していくんできいかというお話もさせていただきたいというふうに考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 分かりました。ありがとうございます。

それと、まごころ収集に関わることなんですけれども、私が戸別収集にこだわるというのは、やっぱりステーションでは負担が大きくなるし、河合町で住み続けていくには段々と負担も大きく無理が出てくるのではないかとということで質問させてもらっているんですけれども、まごころ収集についても対象範囲を広げてほしいということで、その検討も進めてもらうということで前回、ご回答もいただいているんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

そのまごころ収集に、少しのことで外れてしまうという方がすごい負担に思われるというようなことが実際にはあるんですけれども、このまごころ収集の拡大を今後どのように進め

ていくのかお聞きしたいと思います。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（梅野美智代） 石田環境部長。

○環境部長（石田英毅） まごころ収集につきましては、現在48世帯の方々にご利用いただいております。

拡大につきまして、こちら収集体制の再構築及び収集費用の増大等、諸課題があるのも現実のほうでございます。引き続きまして、まごころ収集申請部局であります福祉政策課と協議を行い、連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） よろしく申し上げます。

それと併せて、軽トラックで細い道の住宅地というか、そういうところについて回収はしてほしいということで今、質問させてもらっているんですけども、実際には軽トラックでも入れる場所がたくさんあります。そのことによって、環境の職員の方が実際に持ってこられる方を目にしておられるのかどうか分かりませんが、本当に収集場所まで1回、2回休んで持ってくるという方も実際におられます。その方は、まごころ収集の対象ではない方です。

そういったことも含めまして、そういった地域で軽トラック、購入費用がかかるというんですけども、そういった住民が河合町で暮らし続けるための手助けというか、町としての責務としてそういった、何というか施策も必要なのでは、それも町の責任というふうに私も思いますけれども、ぜひこれは実現してもらいたいと思うんですけども、環境の方もそうですけれども、町長として長く河合町に住み続けてもらいたいというための施策として、町の責務としてこういうことも進めていかなければならないと私は思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど、部長のほうから今の現時点の課題は説明していただいたと思っております。

今、議員おっしゃったように、必要にちょっと応じましてというか、やっぱり検討していく、そういう中身を含んでいると思いますので、また担当部のほうでちょっとしっかりと検

討していくように指示出していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ありがとうございます。

本当に、村の入り口と出口に1か所ずつあるとかというような地域もありますし、そこに実際に一輪車で運んでこられている方、また車で、車だと本当に車が入るところですので、軽トラックとかが、そういった形で来られる方、私は3回ほど休みながらここまで持ってきたという方もおられますので、検討していただいて実現できる方向で検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の学校給食についてお伺いしたいと思います。

学校給食について、学校給食会のほうでのパン粉の購入ということですが、学校給食は輸入の小麦粉を使っているということなんですけれども、奈良県では、先ほども課長の答弁にもありましたけれども、奈良県産が10%ということです。残り9割は輸入の小麦粉に依存しているということですけれども、この9割の小麦粉、先にお聞きしたところではミックスの粉を使っているということです、アメリカ産とカナダ産でしたか、使っているということです。その中でのグリホサートの残留農薬があるということですが、この現実についてどのようにお考えでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） こちら、パン粉につきましては、すみません、小麦粉につきましては、奈良県産10%、アメリカ産57.6%、すみません、50%以上、すみません、奈良県産10%及びカナダ産、アメリカ産ということでブレンドの小麦を使わせていただいております。

こちらにつきましては、奈良県学校給食会のほうが小麦粉の残留塩素の検査を実施しております、全て4月、9月、11月、1月といった形で元年度から、元年の9月から、すみません、グリホサートの検査も追加という形で県のほうが対応しておりますので、こちらのほうにつきましては購入のほうをさせていただいているところでございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 実際に基準値を超えていたら、実際にパンとして子供たちの口に入ることはないわけですが、どれだけの量が残留農薬として含まれているのかというと

ころは、もうちょっと心配しているところです。

グリホサートの農薬の基準が変更されているんですけれども、2017年にその基準値が変更されています。5 p p mから何 p p mに変更されているかというのはご存じでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 現在、30 p p m以内ということでご確認させていただいております。

○10番（馬場千恵子） その何と6倍の、6倍も緩和されたわけですか。そういうのが子供たちの口に、パンの日には口に入るということで、その蓄積されるという点についても心配されているところで、今回、河合町産で耕作してはどうかというような提案をさせてもらっているわけですが、米粉パンの日もあると聞いていますが、この米粉パンの産地はどこでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 今回、米粉ミックス粉という形で購入させていただいておりますのが、57.6%奈良県産でございます。ほかは海外でございます。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この米粉パンについても、外国からの輸入ということになるので、もちろんグリホサートについても心配される場所なんですけれども、実際に学校給食の中で米粉については日本でも賄えるのではないかとこの間もありますし、副食についてもちょっと調べたというか目にしたところでは、グリーンピースとかも輸入をしている。お揚げさんなんかも輸入している、本当に日本で賄えるようなものまで輸入をされた食材を使っているということもあるんですけれども、そういった現実について、実際に安全なものというか、基準は満たして安全というのか、そういう農薬入りの食物の安全基準を満たしていたら安全とするのか、その辺についてのお考えはどうでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） こちら、パン給食の対応につきましては、学校給食用のパンに

つきましては議員おっしゃるような形で基準以内ということで答弁させていただいておるんですけれども、より安全な国産小麦の使用を増やすこと、こちらについては子供の健康にとって重要であるという認識はしております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 農薬の心配もなく、子供の健康にも体についても優しいような学校給食を提供するという意味で、河合町としてはどのようにお考えでしょうか。これについては、町長もお答え願いたいと思います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 馬場議員おっしゃっているとおりで、本当に子供の命というか安全というか、これは守る必要があると思っております。

先ほど課長からちょっと申し上げましたように、奈良県の学校給食会というところがちょっと窓口になっておりますので、引き続きというか、さっきおっしゃっていただいたそういう要望というか、それはしっかり伝えさせていきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この残留農薬が子供に与える影響がどれだけあるかというのについては、前回の一般質問でも述べさせてもらったと思っておりますけれども、発がん性があるのは当然のことで、あと心疾患も含めましていろいろあるわけですけれども、障害のある子供さんがこういった、何というか多くなってきたということについても、こういった影響で多くなっているということについても問題視されている一つになっているというふうにも聞いています。

それと、私はこの一般質問の中で和歌山県の海南市の例を出しましたがけれども、来年の2022年から滋賀県の全県で、全県で19の市町があるわけですけれども、その公立の小中学校、また特別支援学校、定時制の高校も含めて計300校で国産の小麦粉、パン粉を使って給食を提供するというふうになったようです。

これについても、また教育委員会のところで研究していただいたらいいかと思っておりますけれども、最初は10%ぐらいの割合で国産の粉を混ぜたけれども、だんだんそれを増やしていっ

て国内産100%にしていこうということで、町の職員の方もかなり尽力していただいてこういう結果になったというふうに聞いています。

河合町においても、耕作をしていない土地、放棄地を使ってそういうのを作ってはどうかというふうに思っていたわけですがけれども、農業を実際に携わっている方にお聞きしますと、お米の裏作として麦を植えると、その次の年のお米はよくできる、いいお米ができるというふうにも聞いています。そういった研究も含めて、河合町産ということで特産として取り組んでいただけたらと思うんですけれども、どうでしょうか。

今回、耕作の放棄地については、黒豆を作ったりということで進められているし、それもすごくいいことだと思いますし、河合町の特産として進めてもらいたいと思いますが、それに加えて子供たちの健康を守るという意味でも、町としての援助も含めてそういった取組もされてはどうでしょうか。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 吉川地域活性課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 先ほどご答弁させていただいたんですけれども、現状、栽培していないということなんですけれども、まずこの小麦を植える時期が11月ということで、収穫時期が6月となっております。また米を植える時期も、田植えの時期が6月からということもあって、生産者からすればちょっと大変重労働というのはお聞きしております。

また、小麦を栽培するとなりますと、いろいろな工程がありまして、まず小麦を収穫後、その後、製粉だとか小麦粉をパンに活用できる農作物となっているんですけれども、まず協力いただける生産者の確保から始まりまして、収穫する機械を所有する業者です。また、製粉するのに小麦粉にする業者さんだとか、パン製造を行うパン屋さん、まず各部門の専門がいろいろ集結しますので、初めて一連の製造過程を完了することができると思っております。

まず、その中で1社でも欠けてしまうとパンまでの加工ができませんので、小麦栽培からパン製造までの、まず仕組みづくりの構築が必要と考えておりますので、ご答弁させていただきます。

また、コスト面でも機械代だとか製粉代、パンの加工代と経費がかかってしまうということもあり、費用の確保も必要にもなってくると考えております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 今の吉川課長のお話を聞きますと、作れないための条件というのをいっぱい上げてもらったんですけども、子供たちに安全な給食を提供するために、じゃどうしたらいいんでしょうかということで私は提案させてもらっているんです。

確かに、滋賀県の経験とか聞きますと、製粉してもらえるところも少量ではなかなかしてもらえなかった。裏作として作っていく、昔はお米が終わったら次、麦を作るといような形でされていました。今は、麦を作っても採算が合わないとかいろいろ条件があります。

しかし、子供に安全な給食を提供するためにどうするかというところを考えていただいて、農家をされている方にも理解してもらって、サポーターについても研究してもらってということが進めてもらわないと、これもあるから、あれもあるから、こんなこともあるからということマイナス面を上げだすと、なかなかこれは実現しないのが現状です。そうしたら、このグリホサートの入った小麦粉を子供たちに食べ続けさせていいのかということになりますので、その点については吉川課長はどんなふうにお考えですか。

○議長（梅野美智代） 残り時間4分です。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 吉川地域活性課長。

○地域活性課長（吉川浩行） すみません、全くできないというお答えさせてもらったつもりじゃなかったんですけども、申し訳ございません。

実際、個人では難しいというのを考えておりますので、まずそういう組織をつくっていく必要があるのかなというのを考えております。

町内産ではなく、県全体で栽培に取り組んでいただき、県内産の小麦粉ということで学校給食のパンなどに活用する考えも検討する材料の一つかなというのも考えておりますし、まず地元の農業委員さんにどのように協力を求めていくかというのを相談させてもらいながら、検討していきたいと思っております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ぜひお願いしたいと思います。

それと併せて、県の給食会のほうにも、ぜひ河合町としても働きかけてもらいたいと思います。どうしても、県の給食会が中心になっていろいろと検査もしてもらっているし、製造

過程での抜き打ちの検査もされているし、安全については心を配ってもらっていると思いますけれども、根本のところでは農薬入りの小麦粉を子供に与えているということになりますので、県のほうにも働きかけて、県全体としてもどうなんだということについてぜひ進めてもらいたいと思いますが、河合町としては県と連携して、子供たちに安全な給食を提供するという進めてもらえますでしょうか。町長、どうでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 私、昨年と今年度ですか、県関係の食と農の協議会に、町村会の代表でたまたま入っております。

先日、その会議があって、河合町の黒豆というか、そういう商品作物の件についてこういう取り組んでいますよということで報告させてもらったんですけども、今おっしゃったように、次回のときにはそういう声もあって、奈良県としてそういう小麦粉栽培ということについては提案させていただこうかなと思っております。

ただし、さっきおっしゃったように窓口が奈良県の学校給食会になっておりますので、並行してそちらのほうもまた町として教育委員会のほうからそういうことで要望上げてもらったらなと思います。

来年、まだいつあるか分からないんですけども、あるときにはそういうお声があるということとは必ず述べさせていただきます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 河合町だけではなかなか難しいという側面もありますので、県内の給食についても100%に至るまでの間で段階的にでも改善してもらえたらということで、お願いしたいと思います。

私、質問させてもらったの、前は2019年でしたけれども、それからあまり代わり映えしないということで再度、このまま子供たちにそういったものを提供していったのかということ再度思っていた中で、和歌山の経験とか滋賀県の経験とかが新聞とかで紹介されたので質問させてもらいました。

それと、実際に北海道とか青森とか東京の杉並区とかも含めてされているところもありますので、そういうところら辺のことも研究して、情報を収集して、前回、それもしてもらってなかったのかなというような疑問もあるんですけども、そういうことも含めて研究を

重ねてもらいたいというふうに思います。

そうですね、そういうことで質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（梅野美智代） これにて馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

---

◇ 谷 本 昌 弘

○議長（梅野美智代） 6番目に、谷本昌弘議員、登壇の上、質問願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 谷本議員。

（13番 谷本昌弘 登壇）

○13番（谷本昌弘） 議席番号13番、谷本昌弘。通告書に従いまして次の質問をさせていただきます。

大きく1番、セミナーハウス使用時に際して、光熱水費、適正に支払われておりますかというのが大きく1番。

セミナーハウス使用の電灯、雑木林の中にあるため、営業日などは午前10時頃から室内灯全ての電気をつけられ、エアコンともども午後10時頃まで約12時間ついております。時たま、深夜2時、3時、4時、朝までつきっぱなしのときもあります。

賃貸料は契約されておりますが、電気代及び水道代の光熱水費、幾ら河合町は徴収されておるのかお聞きいたします。

2番目、大きく2番目、町の借金127億円という大きな負債がございます。町制が施行され50周年記念、先日式典が行われました。

今年度も単年度は黒字でしたと、また次の年も今年度も単年度は黒字でしたと、毎年のように単年度は黒字でしたというふうに広報に掲載されておりますにもかかわらず、127億という大きな借金が現実に負債として残っておるわけです。

なぜこのような借金ができるのかと、またこの50周年を機に、向こうに向かって少しずつでも返済していきませんか。仮に3億円ずつ、毎年3億円ずつ返済しても、42年というこの年数がかかるわけです。この議場におられる中で、この借金の127億返済されるとき、負債がゼロになるとき、この議場に誰がおられるんでしょうか。本当に、この借金を先送りし

てはいかんとおもいます。

大きく3番目、役場内の日本庭園の手入れ、いつ行うのですか。この内外に誇れる役場内の日本庭園、相当に傷んでおります。見ごたえのあるものばかりで造られております。特に、材料などは1級品ばかりで造られております。まちおこし、まちおこしと大きな声を出すわけですが、役場内の庭園を手入れすれば見事にこの材料は、資産はよみがえります。

この河合町の役場の敷地内に、滝があるのを皆さん方はご存じですか。立派に作動しておりました。本当にきれいな滝でございます。これが今、雑木と雑草で完全に埋もれておるわけです。この滝を、ぜひとも復活させたいと願っております。

今、手入れすれば、何とか間に合います。歴代の村長、町長から受け継がれてきたこの庭園、枯れさすにはあまりにももったいなく、大きな損失にもなります。早急に手入れを行っていただきたいと思っております。

これは余談ですが、現在、町長の部屋から庭園の中に大きな町章、町のマークが入ったものが設置されておるわけです。直径1.5メートルほどの町章のマークが入ったものが、構造物が庭園にあるわけです。町長の部屋から見えますか。

あとは自席にて答弁いたしますので、よろしく。

○管財課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 内野管財課長。

○管財課長（内野悦規） 私からは、議員ご質問のうちセミナーハウスの光熱水費及び役場庭園の手入れについてお答えさせていただきます。

まず、セミナーハウスについてですけれども、こちらについては町有財産の有効活用及び池部駅の周辺地域の魅力の向上を目的としまして、飲食物の販売、提供を行う出店者様を募集し、昨年11月からご利用いただいているところでございます。

この貸出しによりまして、出店者様を通じテレビ番組などで河合町が紹介されており、またこの出店者の名物のかき氷などを求めて他府県から多くの方が来町されておるところでございます。これらのことによりまして、河合町を知っていただけるなど河合町にとっても多くの効果が生まれているというふうに考えております。

こちらのセミナーハウスの貸出しについては、月額建物の賃料のほか電気、水道の使用料としまして月額約1万2,000円程度請求のほうをしておるところでございます。

次に、役場庭園についてですが、この庭園については河合村当時の役場庁舎を含みまして、大正12年に大和鉄道、現在の近鉄田原本線の建設を行った実業家の邸宅であった場所ござ

いまして、豆山荘と名づけられた場所でございます。役場庭園は、この豆山荘の庭園でございます。また、馬見丘陵の自然を取り入れた池泉回遊式の日本庭園として造られたものでございます。また、この庭園は河合町役場の玄関口でございます、言わば河合町の顔とも言える庭園でございます。

こちらの庭園の整備につきましては、6年前までは整備のほうを実施してきておりましたが、それ以降につきましては財政状況を鑑み、また作業の安全を確保するため、草刈り及び生け垣の剪定にとどまっておるところでございます。

今後については、町の重要施策との兼ね合いを考慮しながら、段階的な整備に向け予算化を検討してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 私のほかからは、2番目質問で町債の残高を計画的に、計画に基づき返済しませんかということにつきましてお答えさせていただきます。

令和2年度決算におけます町債残高は、127億8,000万円となっております。この要因につきましては、これまで住民の福祉や利便性の向上のため町債を発行し、文化、福祉施設や教育施設をはじめ道路、公園、下水道などの都市基盤整備を計画的に進めてきたこと、また平成25年度に将来の財政負担の軽減を図るために土地開発公社の解散に伴う三セク債を借り入れたことなどが要因となっております。

なお、町債残高のうち普通交付税の一部と言われております臨時財政対策債の残高が35億7,000万円、約28%を占めております。

今後、安定した行財政基盤、行財政運営を進めていくためには、町債残高の推移を適切に管理し、計画的に残高を減少させていく必要がございます。このため、今年度に見直しを行う財政健全化計画の取組を進め、将来の財政収支見通しに基づいた財政運営を進めることで、着実に残高を減少させることができると考えております。

以上です。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 再度お聞きいたします。

セミナーハウス電気代と水道代、今ちょっと早口で聞こえなかったわけですが、合わせて

1万2,000円というお答えでしたが、1万2,000円でしょうか。毎月。

○管財課長（内野悦規） はい。

○議長（梅野美智代） 内野管財課長。

○管財課長（内野悦規） 電気代、水道代についてですけれども、月額約1万2,000円程度でございまして、実際には昨年度の使用料と比較によって算出のほうしてございまして、そういう形で計算のほうをしております。

以上でございます。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 量水器、水道ですね、水道に対しては量水器、電気に対しては電気の積算電力計、メーターなど個別についておりますか。そのセミナー施設に対して。

○管財課長（内野悦規） はい。

○議長（梅野美智代） 内野管財課長。

○管財課長（内野悦規） 量水器についてですけれども、電気については設置されておられません。水道については、詳細に図面を確認したところ、セミナーハウスのメーターが確認されたところでございます。

以上でございます。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 量水器はついてあるということですか。量水器はある、電気のメーターはないけれども量水器はついておるとのことですか。

○管財課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 内野管財課長。

○管財課長（内野悦規） はい、議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 立って言いますね、ちょっと座ってはしゃべりにくいもので。立ってよろしいか。立ってしゃべったらよろしいですか。

○議長（梅野美智代） はい。

○13番（谷本昌弘） この今、おっしゃられました電気水道合わせて1万2,000円、これ役場として適正やと思っはるわけですか。私これ何でこの問題取り上げたかといいますと、ある方からちょっと相談を受けたわけです。

息子さん、毎日このクラブ活動遅うなって、毎晩11時半、近鉄電車11時半が最終です。その最終電車のところに子供さんがクラブ活動で帰ってこられる、その迎えに池部の駅に来てはるわけです。毎晩て言うてええほど、この夏、毎晩て言うてええほどこの電気がついておる。その方は、11時半の電車で子供さん降りて帰って、そのままもう家へ帰ってしまわれます。それが11時半です。それならあと2時、3時、4時、5時、深夜、これ私の家からこのセミナーハウスがまたまともに見えるわけです。私、何も見る気やなしに毎日見えるんです、私の窓から。せやから、今日もこれ電気ついておると、私、電気消し忘れてはるのん違うかいなと思っおったわけです、しばらくは。どうも、そうでないらしい、2時、3時、4時に電気パタンと消えるときがあるわけです。ということは、いてはるわけです。

せやから、その日の残りの仕事をやってはるのんか、あしたの朝の準備をしてはるのんかしろ、どっちにしる役場の電気は12時になったら全て消えてしまうわけです。役場は真っ暗です。そこに、そのセミナーハウスの電気だけがこうこうとついておるわけです。ほとんど毎日のようにこの電気ついておるわけです。せやから私、電気代これ幾ら払うているのんかいなというような素朴な疑問で、1回役場に問い合わせたことあるわけです。そうしたら、今のような答えが返ってきて、非常に私、残念です。

これで、電気代、水道代合わせて1万2,000円で行けるのんかいな、そのぐらい電気代安いのんかいなと。私の家でも、年寄り夫婦2人家庭で夏になったら1万円超えていますよ、電気代。これ役場の職員の皆さん方、何とも思わらへんわけですか。そのぐらいの金額の徴収で。それで十分に行けたあると、その金額がそれで適正やと思われますか。ちょっとお聞きします。担当課にお聞きします。その1万2,000円でその金額適当やと思われますか。

○管財課長（内野悦規） はい。

○議長（梅野美智代） 内野管財課長。

○管財課長（内野悦規） 議員ご指摘のとおり、使用料の妥当性というところではございますが、これまでは量水器、要はメーターなんですけれども、そちらの設置がございませんでしたので、算出する方法としましては昨年度からの比較等によりまして算出することしか方法がございませんでした。

今後についてなんですけれども、議員ご指摘のとおり使用料の妥当性を確保という観点か

ら使用料のメーターを設置し、実際の使用料に基づきまして算出するよう事務のほうを進めておるところでございます。

以上でございます。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 谷本議員。

谷本議員、すみません。ちょっと先ほどは立っていただきましたけれども、飛沫感染防止のため着席で対応をお願いします。すみません。

○13番（谷本昌弘） えらいごめんなさいね。どうも立ってしゃべるほうが自然やと思って、座っていたらうまいことしゃべれんわけです。ごめんなさいね。

そうしたら、今までは量水器及びこのメーター、電気メーター、設置されるということで今後、それ設置される期限、年内に設置されるのか、年変わってもう1月には設置されておるのか、早急に設置される、これはいつぐらいまでに設置されるか、少しお聞きいたします。

○管財課長（内野悦規） はい。

○議長（梅野美智代） 内野管財課長。

○管財課長（内野悦規） 設置の時期についてでございますが、今、出店者及び業者のほうとも話を進めているところございまして、日程の合う日がありましたらそこで設置のほうを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 日程の合う日とか、毎日営業されているんですよ。毎日営業、ほとんど、それは休みの日もあります。毎日。せやけど営業されているんですから、何日ぐらいと期限切るのが当然と違いますか。それもし業者が都合悪い、都合悪い、つけます、つけますと言いつつ仮に後ろへずれていったらどないなるわけですか。期限を設けてください。期限を。いつぐらいまでに設置しますと。そのぐらい、そんな2年も3年もかかるものと思いませんし、1か月やそこらで私は設置できると思いますけれども。1か月、2か月もあつたら設置できると思いますが。いかがですか。

○管財課長（内野悦規） はい。

○議長（梅野美智代） 内野管財課長。

○管財課長（内野悦規）　メーター設置につきましては、一旦電源を落とすことも聞いておりました、営業との兼ね合いにもよりますので先ほどはそういう答えをさせていただきました。

時期なんですけれども、なるべく早く設置のほうは進めていきたいとはこちらも思っております。

以上でございます。

○13番（谷本昌弘）　はい、議長。

○議長（梅野美智代）　谷本議員。

○13番（谷本昌弘）　メーター落とすとか、それはそういうことはありますやろうけれども、それまでにできる工事を全てしておいて、そしてお休みの日に、お休みの日にメーター落とされて電気接続されたらそれで済むことですよ。何も何日も何か月もかかるとか、そんな難しい話と違います。事前に両方工事しておいて、電気休みはる日にセットされたらそれでええと思いますねんけれども。

取りあえず、設置するという方向ですので、極力早急にメーターの設置お願いいたします。

それと、先ほどちょっとお聞きするのあれでしたけれども、駐車場、駐車場は確保されているんですか。そのお店、営業にされて、普通どこのテナントでも店舗を出すに当たって1台なり2台なりそこのお店専用の駐車場の場所、場所、車1台なり2台なり皆さん確保されるわけです。役場の中に、そのお店の駐車場、1台でも2台でもよろしい、何台でもそれは結構ですけれども、台数は確保、場所は確保されておりますか。併せてお聞きいたします。

○管財課長（内野悦規）　はい、議長。

○議長（梅野美智代）　内野管財課長。

○管財課長（内野悦規）　庁舎内での出店者用の駐車場についてですけれども、駐車場につきましては、出店者が別に確保するというようにしておりますので、役場では確保しておりません。

以上です。

○13番（谷本昌弘）　はい、議長。

○議長（梅野美智代）　谷本議員。

○13番（谷本昌弘）　役場の中では、そうしたら確保されていない。あの近所にも駐車場ありますので、それはそこを借りてはったらそれは分からしません。分かりました。

取りあえず、その量水器と電気のメーターだけは至急にセットするようお願いしておきます。

それと、2番目のこの借金の127億、これを計画に基づいて今年はこれだけ借金返そうと、何年後にはこれだけ借金返していこうというふうに住民に見えるように、私、以前からそういう借金時計をつくらうというように。

何でこんなこと聞くかといいましたら、役場の、住民の皆さん方の中にも、先ほど言うたように今年度も黒字でしたと、黒字でしたと河合町非常に裕福なように思うてはるわけです。そんなえらい借金あんのん、何でそんなところえろうあんな借金あるのと言わはる住民の方結構いてはるんです。河合町はうまいこといってはるねんと、こう思うてはる住民の方も意外と大勢いてはるわけです。細かい数字はさておき。そんなえらい借金あんのんかというふうにびっくりされる方もたくさんいてはるわけです。

そやから、現実とは違いますが、120億超えるような莫大な借金ありますと。そやから、先ほど言うてはるように財政改革してこの負債を幾らかでも減らそうと。先ほど言いましたように、これ3億ずつ返したかて40年これから先これ返すわけです。当然、子供やら孫にこの借金を後を送るわけです。この負の遺産を私、送ることをええことないというふうに思っておるわけです。できるだけ負の遺産、負の遺産は小さいほうがええわけです。私たちの時代に幾らかでもまとめて返済して、負の遺産はできるだけ少なくと思っております。

町長にお聞きします。町長、この話は、こういう決断は担当課長やら部長で、それなら借金返していこうと、計画立てて今度から借金返済していこうという号令は、課長やら部長やらできません。借金返済していこうという掛け声かけるのは町長しかできんわけです。町長の考えどうですか、お聞きいたします。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、谷本議員おっしゃられるとおりで、確実に負債については減らすということで、今日も朝の議論もあつたんですけれども、財政健全化計画、これを着実に進めることによりまして、この計画の中では、やっぱり約20億近くは町債の残高減っていくと確信しております。

それから、先ほど担当課長のほうから答えましたように、私もちょっと確認していたんですけれども、臨時財政対策債というのが35億7,000万ありまして、それが約28%を占めている、その分は返ってくる、そういう部分になってくるということで、着実に計画的にやっぱり減らしていくということを強く思っておりますので、谷本議員おっしゃったようにしっかりこちらのほうでリーダーシップ取りまして、進めてまいりたいと思います。

ただ、いろんな事業、僕もちょっといろんなことをちょっとお話を聞いていて、今日も朝から言いましたけれども、ちょっと命に関わる、そういう事業につきましては、この財政健全化計画の中にも入っているんですけれども、若干そういう部分では命を守るための事業は進めていく部分もごございますので、そこはちょっとご理解していただきまして、あとは実はしっかり、今おっしゃっているとおりだと思いますので、そういう不安は一時でも早く払拭するように頑張ってまいりたいと思います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 今、力強い町長のお言葉、借金をできるだけ返済していこうという力強いお言葉、期待しております。

それでは、3番目の、大きく3番目、先ほど言いました町長の部屋から庭園の町章のマーク見えますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 部長、どうやら先ほどおっしゃったことについて、ちょっと私もそういう部分はちょっと認識していなくて、あれどこにあるのかなということちょっと考えていたんですけれども、ちょっとはつきり分かっておりません。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 私、これほど河合町の役場の庭園乱れたのは初めてです。私、役場へ登庁し始めて19年目になります。19年毎日役場の門や入って上へ上がって役場の庭園眺めながらこの本庁舎へ入ってきておるわけです。19年で初めてこれぐらい役場の庭園乱れたこと今までなかったわけです。

岡井町長、前回町長、30年河合町を見ていただきましたけれども、この庭園だけは定期的に手入れされて、しっかりとした日本庭園を守ってきていただいたわけです。歴代の村長、町長、この河合町の役場、これ内外に誇れる庭園なんです。立派な庭園として通用する庭園なんです。どこに出しても恥ずかしくないような、そんな立派な庭園です。

先ほど私、申し上げました滝があんのんご存じですかというて皆さん方に問いかけました。現実に滝あった、今でも現存しておるわけです。

この場所、この今、この議場のあるこの場所、この場所、築山ゆうて直径20メートルほど

で、高さ七、八メートルの小高い築山があった場所なんです。この今、議場のあるこの場所。これ小高い、富士山と、私ら子供のときは富士山と呼んでおりましたが、この場所にちょうどそのような築山があったわけです。かなりな山ですので、コンクリートで中が空洞になっております。直径20メートル、高さ七、八メートル、内部が空洞で土盛った状態で自然の山になっておるわけです。かなり大きなものです。かなり大きな山です。雨降ったりなんかしたら、物すごい水出よるわけです。その水を集めて今の役場の玄関の前、あそこ小川になって、今、日章旗、日章旗とか町旗、町章旗を表章するポールありますね、あのポールの横に滝があるわけです。そこへ滝流しておったわけです。

それが、今のセミナーハウス、あれが茶室やったわけです。茶室からのあの眺めが最高にまたこの滝としての映っておったわけです。その滝が今の現存の池へ流れ込んでおるわけです。

そやから、茶室、そして今の町長車の、町長車とか議長車が入っておる地下1階の駐車場、あそこにあずまや、離れ座敷というふうにあって、それはそれはこの河合町の役場の庭園というものは内外にも誇れるようなものばかりで造られておるわけです。それが今、全くの雑木と雑草で覆いつくされておる、非常に残念。本当に残念に思っております。

これ、何とかして今、手入れしないと、この日本庭園に、本来日本庭園に植わっておるサルズベリやらツツジやらマキやらカエデ、紅葉、全てこれなくなってしまう。雑木に負けてしまいます。手入れするのは今しかないわけです。

ぜひとも、それは予算苦しいですよ、予算ないのは分かりますが、優先順位、役場の手入れする優先順位は非常に高いと思いますので、何とかしてこの役場の庭園を予算化して手入れしてほしいと、切にこれはお願いします。いかがですか、担当課の方。この役場の庭園に対して、予算化できるかできへんかの見通しだけでもお答えください。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（梅野美智代） 副町長。

○副町長（田中敏彦） 担当課ではございませんが、予算の担当をしています私のほうからお答えいたします。

今、谷本議員おっしゃったことと町長、常日頃から同じことをおっしゃっておられます。いつもあそこを歩いて当庁されますので、おうちから歩いて来てはります。それで、もっときれいにならんのか、きれいにならんのかといつもおっしゃっています。

それがきれいにできていないというのは、私たち担当者のまだ力不足だと思います。とい

いますのは、今、河合町、財政再建の真ただ中です。ですから、それをよう町民の皆様方に、例えばサービスを提供する、そちらのほうに重点を置いて、見えるところは何とか安全に通れる程度のものでおこなうということで私たち、自分たちの感覚で作業を進めております。

今、谷本議員からそういうお申し出いただきまして、この質問、事前にいただきましたので、50周年のずっと50年間の広報紙とかこの間見ていましたら、今おっしゃった築山のこととかそういうようなことも書かれていたあれがありました。

ですから、河合町の、先ほども担当者が答えましたが、河合町の顔ともいえるような庭園ですので、できれば、皆様方にお許しをいただけるようであれば、予算化をして皆さんにご議論をいただいて、適切な対応をできればしてまいりたいと考えております。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 先ほど、町長の部屋から河合町の町章のマークが見えないと、こうおっしゃいましたけれども、かなり以前に岡井町長のときに、れんが造りで直径1.5メートルほどの円形で、町長の部屋からまともに見えるように赤のれんが造りできれいに河合町の町章、今ちょうど議場にあるそのマーク、それが赤いれんがで造られておるわけです。町長の部屋からそれまともに見えるわけです。今、見えないということは、雑草やらその雑木に覆いかぶさって隠れておると思います。はっきりと見えるわけです。今でも見えます。

それと、今、おっしゃられましたように、副町長がおっしゃられましたようにこの庭園、河合町の顔に十二分になるわけです。通用するわけです。滝から池の水をポンプアップして滝から水でも流したら、もう十分に河合町の顔になり得る場所なんです。町長のモットーにもありますファシリティーマネジメント、ある資産を有効に生かそうと、これ本当にその言葉どおりのことがこの役場の中にあるわけです。今から、これ一から造るんでしたら非常に大きなお金いりますけれども、現実にあんねんから、これを手入れすることだけでまたよみがえるわけです。せやから、ぜひともこれはよみがえらせてほしいというふうに私の思いでございます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（梅野美智代） これにて、谷本昌弘議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（梅野美智代） お諮りいたします。

本日はこれにて散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時05分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 梅 野 美智代

署 名 議 員 坂 本 博 道

署 名 議 員 長谷川 伸 一